# 山口県地域防災計画(本編)新旧対照表

# 第1編 総則

第1章 計画の方針

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置

3 指定地方行政機関(1-1-9)

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国農政局	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、農林漁業金融公庫の資金等の融資に関すること。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。
(略)	(略)
中国地方測量部	1 地理空間情報の活用に関すること。 2 防災関連情報の活用に関すること。 3 地理情報システムの活用に関すること。 4 復旧測量等の実施に関すること。

## 第2章 県土の自然災害

第3節 高潮災害

第2項 想定災害される災害の姿等

- 1 高潮潮位
  - (2) 想定台風(1-2-4)

近年、非常に強い台風の数が増えている。現在、室戸台風等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の来襲も将来的には考えておく必要がある。

# 第1編 総則

第1章 計画の方針

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置

3 指定地方行政機関(1-1-9)

機関の名称	事務又は業務の大綱	
中国四国農政局	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、日本政策金融公庫の資金等の融資に関すること。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。	表現の適正化
(略)	(暇)	
中国地方測量部	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力に関す <u>ること。</u> 3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査に関すること。 4 (削除)	表現の適正化

#### 第2章 県土の自然災害

第3節 高潮災害

第2項 想定災害される災害の姿等

- 1 高潮潮位
  - (2) 想定台風(1-2-4)

近年、非常に強い台風の数が増えている。現在、室戸台風等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の<u>襲来</u>も将来的には考えておく必要がある。

#### 考 現 行 修正案 第2編 災害予防計画

第6章 災害応急体制の整備

第1節 職員の体制

第1項 県

1 配備体制

(1) 災害対策本部未設置 (2-6-2)

配備基	<b></b> 走進	西北	<b></b>	本	宁	出先機関及び市町	職員配備基準
FIC VIII 2			I	配備課	人数	HARIMANA O THE	M 天 FIL M 在 十
風水害対策	大 雨	第1警	情報班	(略)	(略)	○関係市町	あらかじめ所
	洪水	戒体制	体制				属長が指名し
	注意報			<u> </u>  -			た職員
	大 雨		警戒配			○関係市町を所管する	
	洪水		備体制			出先機関	
	注意報					・土木建築事務所	
						・ダム管理事務所	
						• 錦川総合開発事務所	
						• 東部発電事務所	
						• 西部利水事務所	
						• 厚東川工業用水道事務所	
						○関係市町	
	大 雨	第2警戒	体制			○関係市町を所管する	
	洪水					出先機関	
	警報					・農林水産事務所	
						・下関農林事務所	
						・土木建築事務所	
						・ダム管理事務所	
						·錦川総合開発事務所	
						・港湾管理事務所	
						・西部利水事務所	
						・東部発電事務所	
						・工業用水道事務所	
						*健康福祉センター	
						*下関水産振興局	
						*山口宇部空港事務所	
						*県立学校	
						(県立大学を除く)	
						○関係市町	
	高潮警報	第2警戒	体制			○関係市町を所管する	
						出先機関	
						· 土木建築事務所	
						• 港湾管理事務所	
						・山口宇部空港事務所	
						• 農林水産事務所	
						<ul><li>・下関水産振興局</li></ul>	
						*健康福祉センター	
						*下関農林事務所	

第2編 災害予防計画

第6章 災害応急体制の整備

第1節 職員の体制

第1項 県

1 配備体制

<b>第7/共</b> 生	± >/±:	#1 /s	<b></b>	本	庁	出先機関及び市町	職員配備基準	
配備基	5年	19C1)	用作刑	配備課	人数	田光機関及い印刷		
風水害対策	大 雨 洪 水 注意報	第1警戒体制	情報班 体 制	(略)	(略)	○関係市町	あらかじめ所 属長が指名し た職員	
	大雨	1	警戒配	1		○関係市町を所管する	701900	
	洪水		備体制			出先機関		
	注意報					• 土木建築事務所		
						・ダム管理事務所		
						(削除)_		組織改編
						・東部発電事務所		
						• 西部利水事務所		
						• 厚東川工業用水道事務所		
						○関係市町		
	大 雨	第2警戒	体制			○関係市町を所管する		
	洪水					出先機関		
	警報					• 農林水産事務所		
						• 下関農林事務所		
						・土木建築事務所		
						・ダム管理事務所		
						_(削除)		組織改編
						• 港湾管理事務所		
						• 西部利水事務所		
						• 東部発電事務所		
						• 工業用水道事務所		
						*健康福祉センター		
						*下関水産振興局		
						*山口宇部空港事務所		
						*県立学校		
						(県立大学を除く)		
				_		○関係市町		
	高潮警報	第2警戒	体制			○関係市町を所管する		
						出先機関		
						・土木建築事務所		
						• 港湾管理事務所		
						• 山口宇部空港事務所		
						• 農林水産事務所		表現の適正の
						• 下関農林事務所		4×元ツル・川山上)
						• 下関水産振興局		

現	行	修正案		備考
	*西部利水事務所 *東部発電事務所 *東部発電事務所 *果立学校 (県立大学を除く) (関係市町 (関係市町を所管する 主管部長の判断により、適正な配備体制・港湾管理事務所・进口宇部空港事務所・農林水産事務所・農林水産事務所・下関水産振興局 *健康福祉センター *下関農林事務所 *第川総合開発事務所 *ダム管理事務所 (波浪警報を除く) *西部利水事務所 *東部発電事務所	操 風	*西部利水事務所 *東部発電事務所 *工業用水道事務所 *県立学校 (県立大学を除く) (関係市町 (関係市町を所管する 出先機関 ・土木建築事務所 ・港湾管理事務所 ・ 世湾管理事務所 ・農林水産事務所 ・下関農林事務所 ・下関農林事務所 ・下関水産振興局 *健康福祉センター (削除) *ダム管理事務所 (波浪警報を除く) *西部利水事務所 *東部発電事務所	表現の適正化組織改編
	○関係市町		○関係市町	

6 業務継続計画 (BCP) の策定等 (2-6-5)

県は、大規模災害が発生し、県庁が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を 適切に実施できるよう、<u>業務継続計画(BCP)を策定や受援計画、</u>応援計画を策定する。

また、市町に業務継続計画(BCP)や受援計画、応援計画を作成するよう助言する。

# 第2節 防災関係機関相互の連携体制

## 第1項 協定の締結

- 1 県における協定の締結
- (2) 医療救護活動に関する協定 (2-6-6)
- ア 県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会及び日本赤十字社山口県支部との協定
- イ 災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院との協定

# 第3節 自衛隊との連携体制

第1項 県(2-6-8)

陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281
			県庁内線 5184
			防災無線(衛星系) <u>217</u>
	第13旅団	広島県	082-822-3101
			防災無線(衛星系)034-101-941-157
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001

6 業務継続計画 (BCP) の策定等 (2-6-5)

県は、大規模災害が発生し、県庁が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を 適切に実施できるよう、<mark>県防災計画と連動した業務継続計画(BCP)や、受援計画・</mark>応援計画を策定する。

また、市町に業務継続計画(BCP)や受援計画、応援計画を作成するよう助言する。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

## 第1項 協定の締結

- 1 県における協定の締結
  - (2) 医療救護活動に関する協定 (2-6-6)
  - ア 県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会及び日本赤十字社山口県支部との協定
  - イ 災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院との協定
  - ウ 災害支援ナースの所属する医療機関との協定

# 第3節 自衛隊との連携体制

第1項 県(2-6-8)

陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281
			県庁内線 5184
			防災無線(衛星系) <u>035-217</u>
	第13旅団	広島県	082-822-3101
			防災無線(衛星系)034-101-941-157
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001

山口県業務継 続計画の改定 に伴う修正

医療法改正に 伴う追加

#### 第7章 避難予防対策

#### 第1節 市町の避難計画

第9項 避難所の運営管理 (2-7-5)

市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項 について、あらかじめ定めておくものとする。

また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

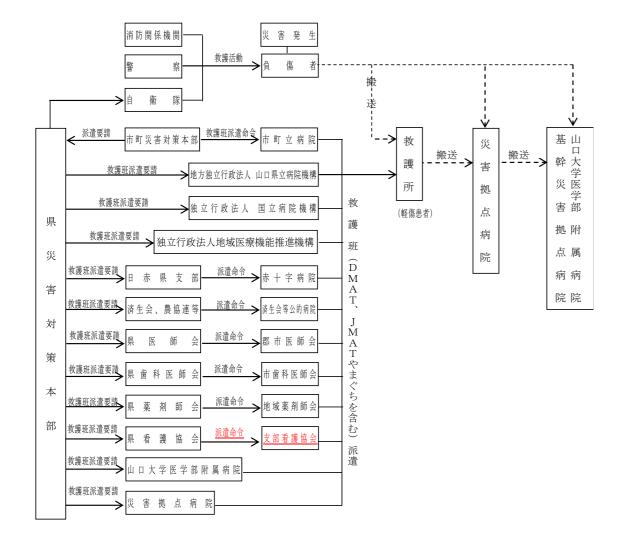
なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

## 第8章 救助·救急、医療活動

#### 第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立 (2-8-3)



#### 第2項 健康管理体制の確立 (2-8-5)

2 県は、必要と認めるときは、県看護協会に対し、看護職員の派遣を養成する。

#### 第7章 避難予防対策

#### 第1節 市町の避難計画

第9項 避難所の運営管理 (2-7-5)

市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項 について、あらかじめ定めておくものとする。

また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。

感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災 担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるもの とする。

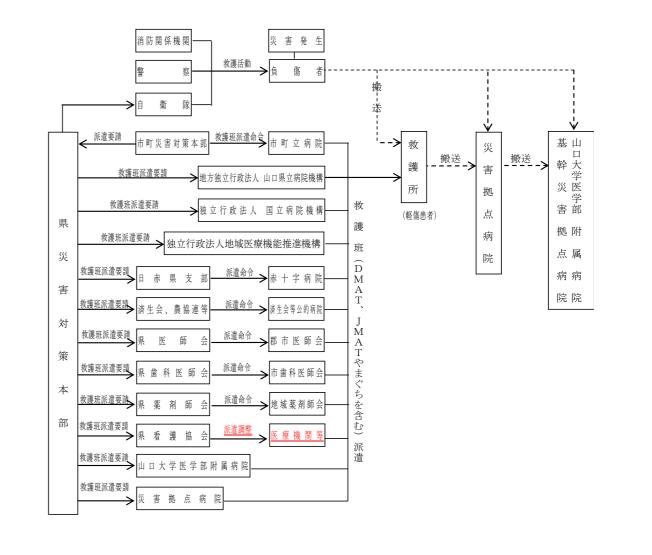
イルス感染症 の 5 類変更に 伴う修正

新型コロナウ

## 第8章 救助・救急、医療活動

# 第2節 医療活動

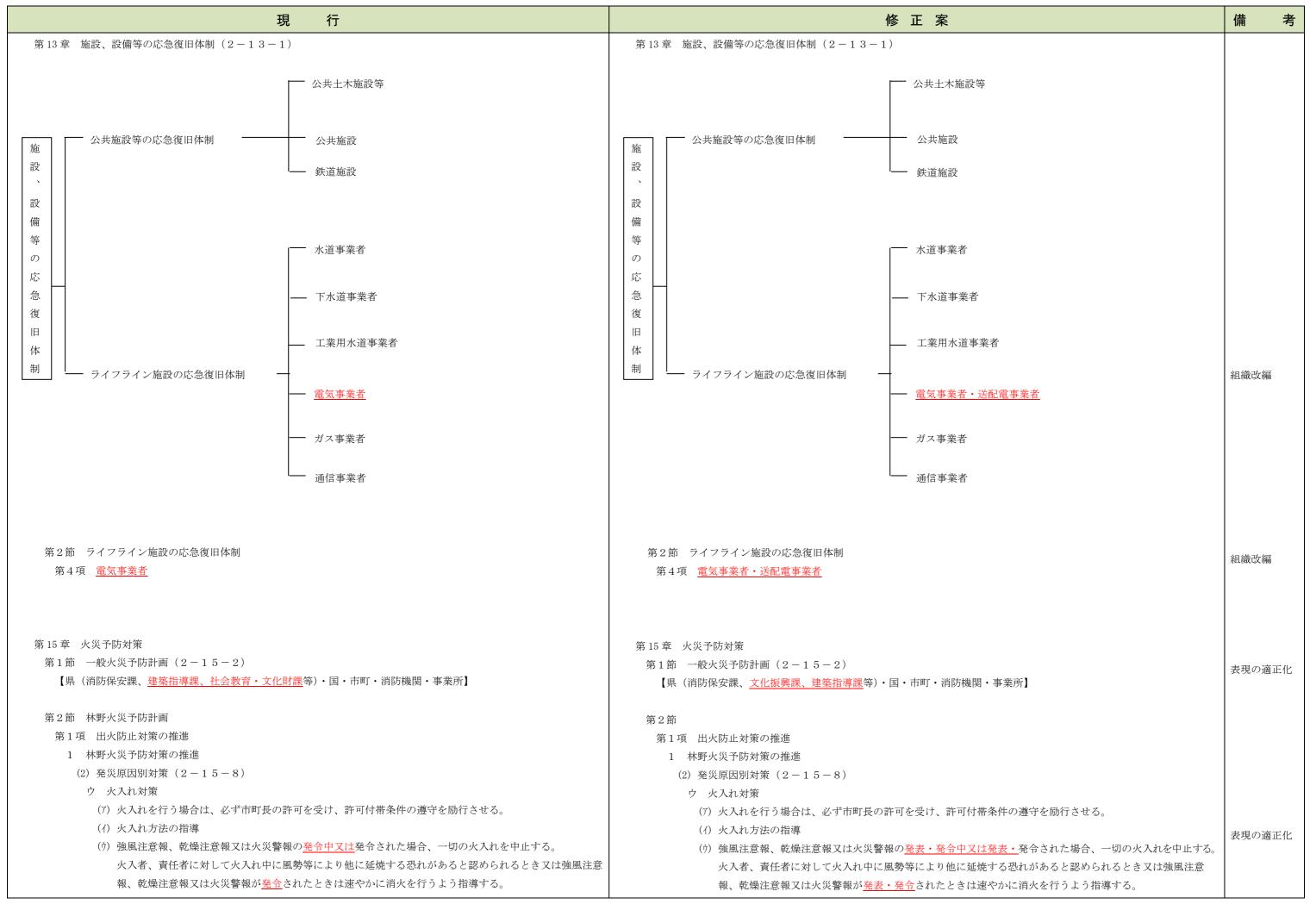
第1項 医療救護活動体制の確立 (2-8-3)



表現の適正化

#### 第2項 健康管理体制の確立 (2-8-5)

2 県は、必要と認めるときは、県看護協会を通して、災害支援ナース等の派遣を要請する。



考 現 行 修正案 第16章 交通災害予防対策 第16章 交通災害予防対策 第3節 陸上交通災害予防計画 第3節 陸上交通災害予防計画 第1項 道路 第1項 道路 1 現況(2-16-8) 1 現況 (2-16-8) 本県における現在の道路体系は、高速自動車国道の中国自動車道、山陽自動車道、関門自動車道及び17本の一般国 本県における現在の道路体系は、高速自動車国道の中国自動車道、山陽自動車道、関門自動車道及び17本の一般 時点修正 国道を軸として、これに県道、市町道が連携し、実延長16,751.7kmにおよぶ道路網を形成している。 道を軸として、これに県道、市町道が連携し、実延長16,797.9 kmにおよぶ道路網を形成している。

第17章 産業災害予防対策

第2節 危険物等災害予防計画

第3項 火災類の災害予防対策 (火薬類取締法、労働安全衛生法)

山口県62.0%となっている(道路統計年報2021より)。

- 3 災害予防対策
- (1) 実施責任者(火薬類取締法施行令)(2-17-9)
- イ 知事、市町長(萩市、阿武町、岩国市、和木町、防府市、山口市、美祢市、宇部市、山陽小野田市) 法第5条(販売営業許可)、第8条(販売営業許可の取消)、第11条(貯蔵の技術基準適合命令)、第12条(火薬庫設置等許可)、第14条(火薬庫構造等技術基準適合命令)、第15条(火薬庫完成検査)、第17条(火薬類譲渡・譲受許可)、第24条(火薬類輸入許可)、第25条(火薬類消費許可)、第27条(火薬類廃棄許可)、第29条(販売業者等の保安教育計画の許可・策定義務者指定)、第34条(取扱保安責任者等解任命令)、第35条(火薬庫保安検査)、第35条の2(火薬庫定期自主検査立会)、第36条(安定度試験実施命令)、第43条(立入検査)及び第44条(販売営業許可の取消・販売事業停止の命令)に規定する知事の権限に属する事項のほか、火薬類取締法施行令第16条の規定により次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事項も知事が行う。

その道路種別内訳は、高速自動車国道 2 5 7. 4 km、国道 1, 1 1 1. 4 km、県道 2, 8 0 1. 2 km、

市町道12,581.7 kmとなっている。このうち、国道・県道の改良率では全国平均63.0%、

- (3) 指導対策(2-17-10)
- カ 緊急措置等の実施(法第45条)
- (7) 経済産業大臣、知事又は市町長(萩市、阿武町、岩国市、和木町、防府市、山口市、美袮市、宇部市、山陽小野田市)の行う緊急措置(ただし、鉄道、軌道、索道、無軌条電車船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両その他による運搬については県公安委員会が措置する。)
- ・緊急措置の内容-製造施設又は火薬庫の使用の一時停止

製造、販売、貯蔵、運搬、消費、又は廃棄の一時禁止又は制限火薬類の所在場所の変更 又はその廃棄した火薬類の収去 第17章 産業災害予防対策

第2節 危険物等災害予防計画

第3項 火災類の災害予防対策 (火薬類取締法、労働安全衛生法)

山口県62.0%となっている(道路統計年報2023より)。

- 3 災害予防対策
- (1) 実施責任者 (火薬類取締法施行令) (2-17-9)
- イ 知事、市町長(萩市、阿武町、岩国市、和木町、防府市、山口市、美祢市、宇部市、山陽小野田市) 法第5条(販売営業許可)、第8条(販売営業許可の取消)、第11条(貯蔵の技術基準適合命令)、第12条(火薬庫設置等許可)、第14条(火薬庫構造等技術基準適合命令)、第15条(火薬庫完成検査)、第17条(火薬類譲渡・譲受許可)、第24条(火薬類輸入許可)、第25条(火薬類消費許可)、第27条(火薬類廃棄許可)、第29条(販売業者等の保安教育計画の認可・策定義務者指定)、第34条(取扱保安責任者等解任命令)、第35条(火薬庫保安検査)、第35条の2(火薬庫定期自主検査立会)、第36条(安定度試験実施命令)、第43条(立入検査)及び第44条(販売営業許可の取消・販売事業停止の命令)に規定する知事の権限に属する事項のほか、火薬類取締法施行令第16条の規定により次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事項も知事が行う。

その道路種別内訳は、高速自動車国道 2 5 7. 4 km、国道 1, 1 1 6. 8 km、県道 2, 8 0 1. 1 km、

市町道 12,622.7 kmとなっている。このうち、国道・県道の改良率では全国平均63.0%、

(3) 指導対策(2-17-10)

- カ 緊急措置等の実施(法第45条)
- (ア) 経済産業大臣、知事又は市町長(萩市、阿武町、岩国市、和木町、防府市、山口市、美祢市、宇部市、山陽小野田市)の行う緊急措置(ただし、鉄道、軌道、索道、無軌条電車船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両その他による運搬については県公安委員会が措置する。)
- ・緊急措置の内容-製造施設又は火薬庫の使用の一時停止

製造、販売、貯蔵、運搬、消費、又は廃棄の一時禁止又は制限<u>、</u>火薬類の所在場所の変更 又は<mark>廃棄</mark>、廃棄した火薬類の収去

表現の適正化

#### 

# 第3編 災害応急対策計画

# 第1章 応急活動計画

#### 第1節 県の活動体制

# 第2項 県本部の運営

# 4 災害対策地方本部

(3) 班員(3-1-6)

名称	担当区域	設置場所
萩災害対策地方本部	萩市、 <u>阿武</u>	萩県民局

## 7 指揮命令系統の確立

(1) 災害対策本部…知事不在の場合は、副知事、知事・副知事不在の場合は、総務部長が指揮を執る。

現 行

- (2) 各 対 策 部…各対策部長、部次長、主管課長の順で指揮を執る。
- (3) 地方策部…所長、次長、総務課長の順で指揮を執る。

# 第3項 動員配備計画(3-1-8)

#### 1 配備体制

(2) 災害対策本部設置

体制の時期の基準	種別	体制の内容
県下全域にわたる災害が発生し、又は局	緊急非常体制	1 同要綱の緊急非常体制の配備による
地的災害であっても被害が特に甚大である		体制
とき又は大規模の災害発生を免れないと予		2 県の総力をあげて災害対策に取り組
想されるときで、県の全組織を挙げて災害		む体制
対応が必要なとき。		3 全職員による体制

# 第4項 班の編成及び所掌事務 (3-1-17)

部	班	担当課	部の所掌事務
文教対策部	学校教育	教育情報化推進室	7 ICT機器等を活用した応急教育の実施に関す
		教職員課	ること。
		義務教育課	8 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措
		高校教育課	置に関すること。
		特別支援教育推進室	9 学校施設における避難者の救援活動への協力
			に関すること。

# 第5項 地方機関の所掌事務

4 地方機関の所掌事務(3-1-20)

対策部・班	関係機関	所掌事務	
(略)	ダム管理事務所	(18)ダム施設(堤体、付属機器設備等)の被害状況調査及び応急	
	錦川総合開発事務所	復旧 並びに二次災害防止に関すること。	
		(19)ダム関係機関との連絡調整に関すること。	

# 第3編 災害応急対策計画

## 第1章 応急活動計画

#### 第1節 県の活動体制

# 第2項 県本部の運営

# 4 災害対策地方本部

(3) 班員(3-1-6)

名称	担当区域	設置場所
萩災害対策地方本部	萩市、 <u>阿武郡</u>	萩県民局

## 7 指揮命令系統の確立

- (1) 災害対策本部…知事不在の場合は、副知事、知事・副知事不在の場合は、総務部長が指揮を執る。
- (2) 各 対 策 部…各対策部長、部次長、主管課長の順で指揮を執る。
- (3) 地方本部…所長、次長、総務課長の順で指揮を執る。

# 表現の適正化

表現の適正化

# 第3項 動員配備計画(3-1-8)

#### 1 配備体制

(2) 災害対策本部設置

体制の時期の基準	種別	体制の内容
県下全域にわたる災害が発生し、又は局	緊急非常体制	1 同要綱の緊急非常体制の配備による
地的災害であっても被害が特に甚大である   とき又は大規模の災害発生を免れないと予		体制
想されるときで、県の全組織を挙げて災害		む体制
対応が必要なとき。		3 全職員による体制
※速やかに業務継続計画を発動する。		

山口県業務継 続計画の改定 に伴う修正

表現の適正化

## 第4項 班の編成及び所掌事務 (3-1-17)

· //= /////////////////////////////////	721 3 3 323 (	/	
部	班	担当課	部の所掌事務
文教対策部	学校教育	教育情報化推進室	7 ICT機器等を活用した応急教育の実施に関す
		教職員課	ること。
		義務教育課	8 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措
		高校教育課	置に関すること。
		特別支援教育推進室	9 学校施設における避難者の救援活動への協力
			に関すること。

# 第5項 地方機関の所掌事務

4 地方機関の所掌事務 (3-1-20)

対策部・班	関係機関	所掌事務
(略)	ダム管理事務所	(18) ダム施設(堤体、付属機器設備等)の被害状況調査及び応急
	_(削除)_	復旧 並びに二次災害防止に関すること。
		(19)ダム関係機関との連絡調整に関すること。

組織改編

## 第2章 災害情報の収集・伝達計画

## 第1節 災害情報計画

第1項 気象情報・注意報等 (3-2-3)

大雨や強風などの気象現象に<u>よって</u>、災害が<u>起こる</u>おそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が<u>起こる</u>おそれのあるときには「警報」が、重大な災害が<u>起こる</u>おそれが著しく大きい<u>場合</u>には「特別警報」が、県内の市町ごとに発表される。<u>また</u>、大雨や洪水<u>など</u>の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送<u>など</u>では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

## 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要 (3-2-3)

	種類	概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大
		きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災
		害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)
		のように、特に警戒すべき事項が明記される。
		災害が発生又は切迫している状況で <u>あり</u> 、命の危険が <u>迫っているた</u>
		<u>め</u> 直ちに身の安全を確保する必要があること <u>え</u> を示す警戒レベル 5
		に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大
		きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大
		きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが
		著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加え
		て「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれ
		についても警戒 <u>を呼びかける</u> 。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく
		大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害
		が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
		<u>避難が必要とされる</u> 警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨 <u>による</u> 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに
		発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸
		水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき
		事項が明記される。
		大雨警報(土砂災害)は高齢者等 <u>の避難が必要とされる</u> 警戒レベル
		3に相当。
	洪水警報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が
		発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる
		<u>重大な災害として、</u> 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重
		大な災害があげられる。
		高齢者等 <u>の避難が必要とされる</u> 警戒レベル3に相当。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生す
		るおそれがあると予想されたときに発表される。
		<u>避難が必要とされる</u> 警戒レベル4に相当。

## 第2章 災害情報の収集・伝達計画

## 第1節 災害情報計画

第1項 気象情報・注意報等(3-2-3)

大雨や強風等の気象現象に<u>より</u>、災害が<u>発生する</u>おそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が<u>発生する</u>おそれが あるときには「警報」が、<u>予想される現象が特に異常であるため</u>重大な災害が<u>発生する</u>おそれが著しく大きい<u>とき</u>には 「特別警報」が、県内の市町ごとに<u>現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて</u>発表される。 <u>なお</u>、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

表現の適正化

#### 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要 (3-2-3)

	種類	概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが 著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。「暴風による重大な 災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害 <u>等</u> による重大な災 害」のおそれについても警戒 <mark>が呼びかけられる</mark> 。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害 が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。 <b>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒</b> レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等 <u>による河川の増水により</u> 、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が <u>対象として</u> あげられる。 高齢者等 <u>が危険な場所から避難する必要があるとされる</u> 警戒レベル3に相当。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>危険な場所から避難する必要があるとされる</u> 警戒レベル4に相当。

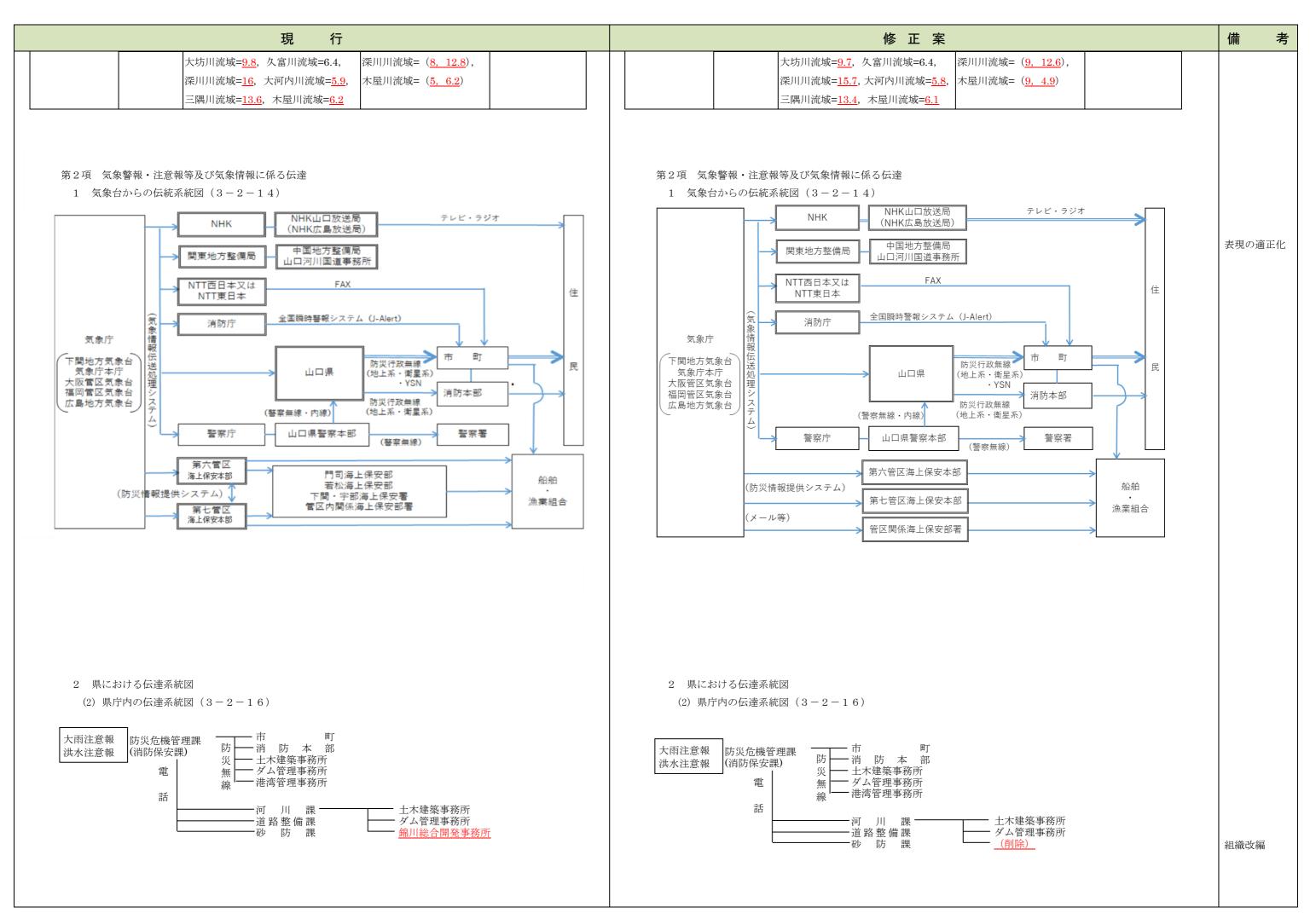
修正案		現行	Ð	
注意報 高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇 <u>が予想されたときに注意ない。</u>	る。 れていない場合は、 <u>避難に備</u> <u>等を再確認するなど、</u> 自らの ベル2である。高潮警報に切	や低気圧等による海面の異常なよ あると予想されたときに発表され 警報に切り替える可能性に言及さ ザードマップ等により 災害リスク 行動の確認が必要とされる警戒レ える可能性が高い旨に言及されて とされる警戒レベル3に相当。	れがある       高潮警       えハサ       避難行       り替え	高潮注
警報・注意報発表基準一覧表(3-2-5)  土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山口県と下関地方気象台が共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	長する。 <u>実際に災害発生</u>	巻表後、命に危険を及ぼす土砂災 きに、山口県と <u>気象庁</u> が共同で発 <u>請所については、警報の「危険度</u>	進一覧表(3-2-5) 大雨警報(土砂災害)の発 しくない状況となったとき	害警戒情報 大し
<u>た                                   </u>	令和3年6月8日現在		-2-6)	<b>丙警報基準(3-</b>
市町等を 市町等 表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	市町等	市町等を とめた地域
下関 下関市 27 134	134	27	下関市	下関
字部市 27 136	136	27	宇部市	.1.78 [ 127 17
宇部·山陽小野田 山陽小野田市 28 137	137	28	山陽小野田市	山陽小野田
山口市 27 140	140	27	山口市	714
山口・防府 防府市 28 144	144	28	防府市	」口・防府
下松市 24 149	149	24	下松市	7 kn
周南・下松 周南市 28 142	142	28	周南市	<b>雨・下松</b>
岩国市 20 142	142	20	岩国市	
岩国 和木町 25 149	149	25	和木町	岩国
	137	23	光市	
光市 23 137	- I I			
	135	26	柳井市	
光市     23     137       柳井市     26     135       周防大島町     15     136		26 20	柳井市 周防大島町	n Ha
光市     23     137       柳井市     26     135	135	+		柳井・光
光市     23     137       柳井市     26     135       周防大島町     15     136	135 136	<u>20</u>	周防大島町	柳井・光
光市     23     137       柳井市     26     135       周防大島町     15     136       上関町     21     134	135 136 134	2 <u>0</u> 21	周防大島町 上関町	卯井・光
柳井市     23     137       柳井市     26     135       周防大島町     15     136       上関町     21     134       田布施町     22     139       平生町     21     137	135 136 134 139 137	20 21 22 21	周防大島町 上関町 田布施町 平生町	卵井・光
柳井市     23     137       柳井市     26     135       周防大島町     15     136       上関町     21     134       田布施町     22     139       平生町     21     137       萩市     25     129	135 136 134 139 137 129	20 21 22 21 21 25	周防大島町 上関町 田布施町 平生町 萩市	
柳井市     23     137       柳井市     26     135       周防大島町     15     136       上関町     21     134       田布施町     22     139       平生町     21     137	135 136 134 139 137	20 21 22 21	周防大島町 上関町 田布施町 平生町	柳井・光萩・美祢

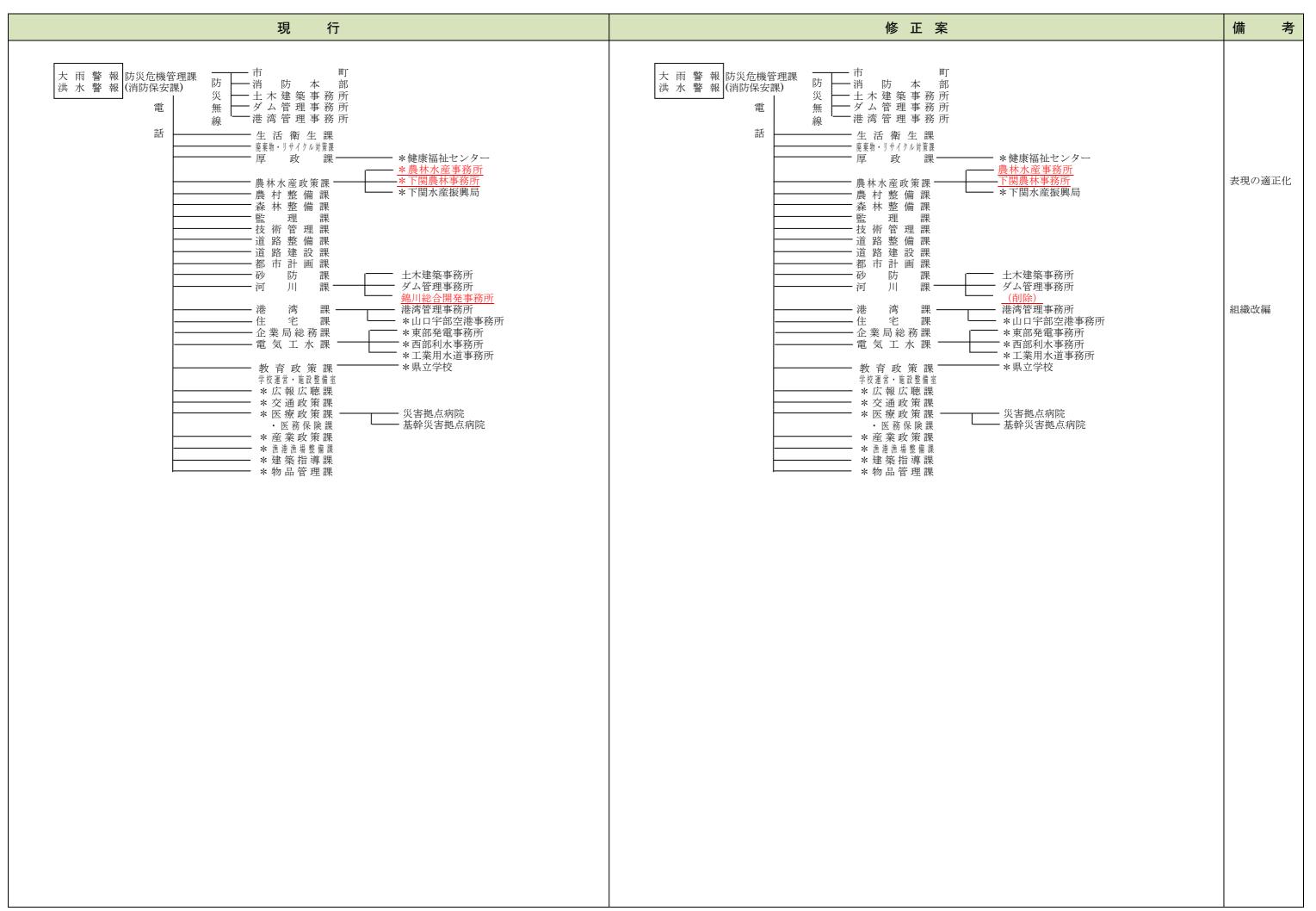
別表 2 洪水警報 市町等を まとめた地域 下関	B基準(3−2 市町等	1	<u>令和</u>	14年5月26日現在		別表 2 洪水警幸	п <del>+</del> +:::::::::::::::::::::::::::::::::::				
まとめた地域	市町等	<b>法松玉县松粉</b> 甘潍			.	//X 2		(-8)	<u> </u>	<u> 15年6月8日現在</u>	基準変更
		流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報		市町等を	市町等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報	
下関				による基準		まとめた地域				による基準	
	下関市	木屋川流域= <u>37.5</u> ,田部川流域= <u>11.7</u> ,	木屋川流域=( <u>7</u> ,37.3),	_		下関	下関市	木屋川流域= <u>37.6</u> , 田部川流域= <u>11.5</u> ,	木屋川流域=( <u>10</u> , 37.3),	_	
		貴飯川流域= <u>5.8</u> , 久野川流域= <u>5.5</u> ,	田部川流域=( <u>7, 10.5</u> ),					貴飯川流域= <u>5.7</u> ,久野川流域= <u>5.3</u> ,	田部川流域=( <u>10, 10.3</u> ),		
		歌野川流域= <u>8</u> ,日野川流域= <u>15.8</u> ,	歌野川流域=( <u>7</u> , 7.2),					歌野川流域= <u>8.1</u> ,日野川流域= <u>15.7</u> ,	歌野川流域=( <u>10</u> , 7.2),		
1		稲見川流域=6.3,神田川流域=9.1,	日野川流域=( <u>7, 14.2</u> ),					稲見川流域=6.3,神田川流域=9.1,	日野川流域=( <u>10, 14.1</u> ),		
		武久川流域=7.4, 綾羅木川流域=16.7,	稲見川流域=( <u>7</u> , 5.6),					武久川流域=7.6, 綾羅木川流域=16.7,	稲見川流域=( <u>10</u> , 5.6),		
		友田川流域= <u>8.3</u> ,黒井川流域= <u>10.2</u> ,	栗野川流域=( <u>15, 29.7</u> ),					友田川流域= <u>8.2</u> ,黒井川流域= <u>10.1</u> ,	粟野川流域=( <u>14, 27.5</u> ),		
		川棚川流域= <u>13.1</u> ,粟野川流域= <u>31</u> ,	<b>杢路子川流域=(<u>7</u>, 9.9)</b> ,					川棚川流域= <u>12.9</u> ,粟野川流域= <u>30.6</u> ,	李路子川流域= ( <u>18</u> , 9.9),		
1		滑川流域= <u>7.8</u> ,大田川流域= <u>12.2</u> ,	ーノ俣川流域=( <mark>7</mark> , 7.7)					滑川流域= <u>7.7</u> ,大田川流域= <u>12</u> ,	ーノ俣川流域=( <u>10</u> , 7.7)		
1		   本路子川流域= <u>11.1</u> , 一ノ俣川流域						   本路子川流域= <u>11</u> , 一ノ俣川流域=8.6			
1		=8.6									
宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=7.2, 善和川流域=9.4,	  梅田川流域=( <u>8, 6.4</u> ),	厚東川水系厚東川		宇部・山陽小野田	字部市	  梅田川流域= <mark>6</mark> , 善和川流域= <u>9.5</u> ,	梅田川流域=( <u>10, 5.4</u> ),	厚東川水系厚東川	
			雑佐川流域= ( <u>8, 6.4</u> ),	[持世寺]		7 71 7 100 7 131 1	7 1000		雑佐川流域=( <u>10, 6.3</u> ),	[持世寺]	
			大田川流域= (14, <u>19.4</u> ),					大田川流域=21.3, 沢波川流域=6.8,	大田川流域= (14, 19.1),	[,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
			沢波川流域= ( <u>8</u> , 6.1),					真締川流域= <u>8.7</u> , 有帆川流域=17.1	沢波川流域= ( <u>10</u> , 6.1),		
			真締川流域= ( <u>8, 7.5</u> )					31.5 17.6 17.6 17.6 17.1 17.6 17.1 17.6 17.1 17.1	真締川流域=( <u>10, 8.4</u> )		
1			(新規)						有帆川流域= (20, 13.8)		
1	山陽小野田	前場川流域=9.2,厚狭川流域= <u>31.7</u> ,	厚狭川流域= ( <u>8, 28.5</u> ),	_			山隍小縣田	前場川流域=9.2,厚狭川流域= <u>31.3</u> ,	厚狭川流域= (10, 28.1),	_	
1			有帆川流域= (18, 13.5)				古物小野田	有帆川流域=15	字 (10, 28.1), 有帆川流域= (18, 13.5)		
山口・防府	山口市	阿武川流域=21.9, 南若川流域=7.2,		佐波川 [漆尾・堀],		山口・防府	山口市	阿武川流域= <u>22.1</u> , 南若川流域=7.2,		   佐波川 [漆尾・堀],	
四口。例如		沖田川流域=16.5, 生雲川流域=17.1,		提野川水系椹野川		四口• 奶树	ШНШ	神田川流域=16.5, 生雲川流域=17.1,		佐仮川 「徐尾・堀」,	
1		蔵目喜川流域=19.9, 篠目川流域	_	[朝田・鰐石],							
1				<b>堪野川水系仁保川</b>				蔵目喜川流域=19.9, 篠目川流域			
1		- <del>10.0</del> ,   坂本川流域= <u>10.8</u> ,   問田川流域=16.4,		[御堀橋]				= <u>10.5</u> ,	<u> </u>	椹野川水系仁保川 「畑田本」	
			44.500	[1447][11]				坂本川流域= <u>10.6</u> , 問田川流域=16.4,		[御堀橋]	
		九田川流域= <u>15</u> , 吉敷川流域= <u>9.3</u> ,	(新規)					九田川流域= <u>3.8</u> , 吉敷川流域= <u>8.8</u> ,	今津川流域= (21, 3.6)		
		一の坂川流域=6.6,四十八瀬川流域						一の坂川流域=6.6,四十八瀬川流域			
		= <u>10.9</u> ,						= <u>10.7</u> ,			
		今津川流域= <u>4.8</u> , 井関川流域=9.5,						今津川流域= <u>4.2</u> , 井関川流域=9.5,			
		島地川流域= <u>25.3</u> , 矢井川流域= <u>6.1</u> ,						島地川流域= <u>24.9</u> , 矢井川流域= <u>6</u> ,			
	-1. 1. 1	三谷川流域= <u>13</u> ,滑川流域= <u>10.4</u>						三谷川流域= <u>12.8</u> ,滑川流域= <u>10.2</u>			
1	防府市		馬刀川流域= (8, 6.4)	佐波川[新橋・漆尾]			防府市	横曽根川流域= <u>8.6</u> ,剣川流域=6.6,	馬刀川流域=( <u>10</u> , 6.4)	佐波川[新橋・漆尾]	
1		久兼川流域= <u>8.9</u> , 馬刀川流域=6.5,						久兼川流域= <u>8.7</u> ,馬刀川流域=6.5,			
		柳川流域= <u>8.1</u>						柳川流域=8			
周南・下松	下松市	末武川流域= <u>16.8</u> , 平田川流域= <u>9.7</u> ,	切戸川流域=( <u>8</u> ,12.8)	_		周南・下松	下松市	末武川流域= <u>16.6</u> ,平田川流域= <u>9.6</u> ,	切戸川流域=( <u>9</u> ,12.8)		
		切戸川流域=14.3						切戸川流域=14.3			
	周南市	夜市川流域= <u>13.6</u> , 島地川流域= <u>23.3</u> ,	夜市川流域= (8, <u>12.2</u> ),	島田川水系島田川			周南市	夜市川流域= <u>13.7</u> ,島地川流域= <u>22.8</u> ,	夜市川流域= (8, <u>12.3</u> ),	島田川水系島田川	
		富田川流域= <u>20.1</u> ,西光寺川流域=7,	西光寺川流域= (26, 6.3),	[島田]				富田川流域=19.8, 西光寺川流域=7,	西光寺川流域= (26, 6.3),	[島田]	
		錦川流域= <u>36.9</u> ,須々万川流域=7.1,	島田川流域=(8, <u>28</u> )					錦川流域= <u>36.2</u> ,須々万川流域=7.1,	島田川流域=(8, <u>27.9</u> )		
		渋川流域=17.6, 笠野川流域=6.9,						渋川流域=17.6,笠野川流域=6.9,			
		中村川流域= <u>5.9</u> ,石光川流域=7.6						中村川流域= <u>5.8</u> ,石光川流域=7.6			

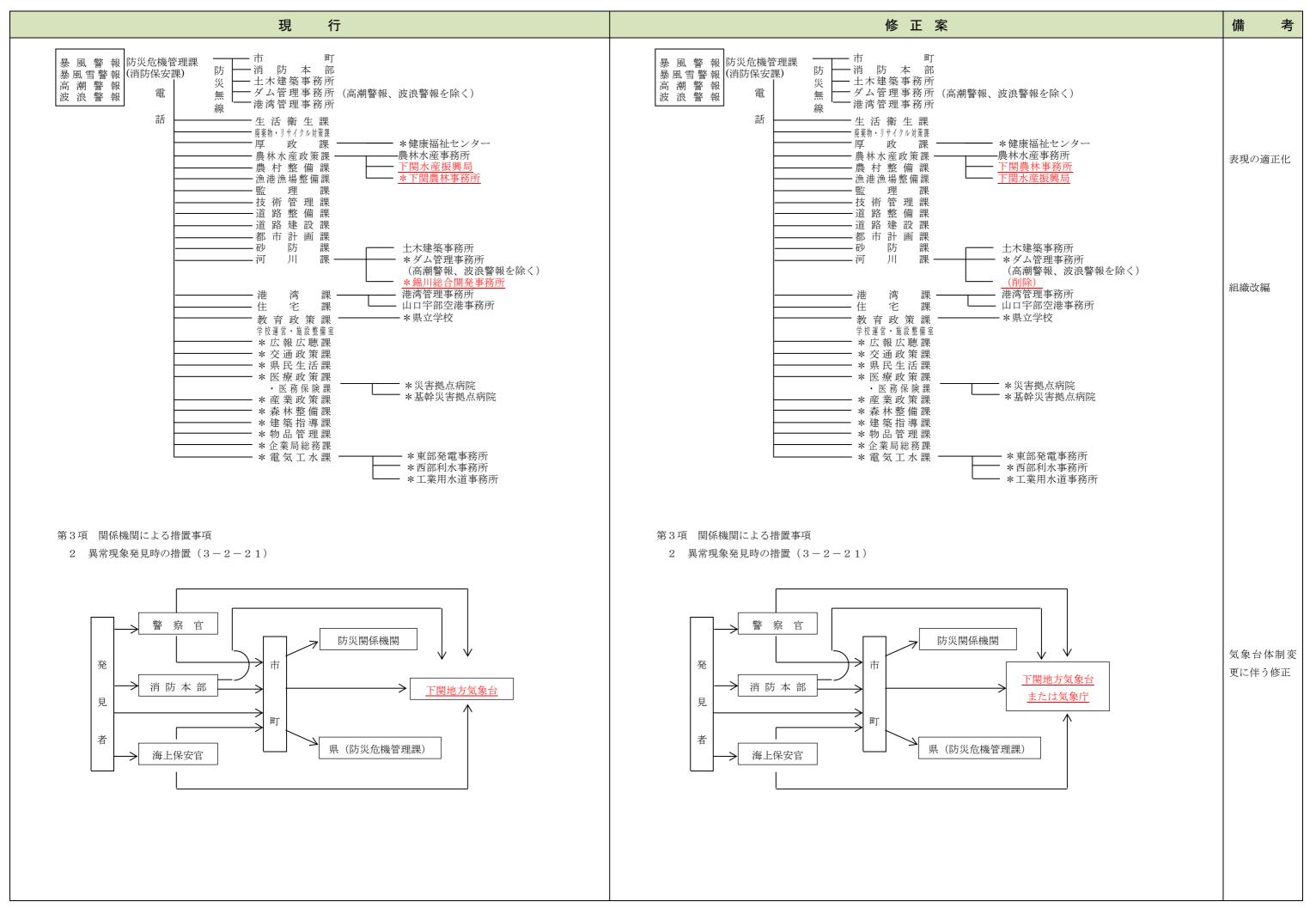
		現行					修正案			備
岩国	岩国市	生見川流域= <u>13.7</u> , 本郷川流域=19.9,	宇佐川流域= (8, 22.8),	小瀬川[小川津・両	岩国	岩国市	生見川流域= <u>13.5</u> , 本郷川流域=19.9,	宇佐川流域=( <u>10</u> , 22.8),	小瀬川 [小川津・両	
		宇佐川流域=25.4, 木谷川流域= <u>15.8</u> ,	保木川流域=( <u>8, 11.6</u> ),	国橋],			宇佐川流域=25.4,木谷川流域= <u>15.5</u> ,	保木川流域=( <u>10, 11.7</u> ),	国橋],	
		野谷川流域= <u>9.2</u> , 根笠川流域= <u>23.3</u> ,	御庄川流域=( <u>8, 17</u> ),	錦川水系錦川下流			野谷川流域= <u>9.1</u> , 根笠川流域= <u>23.4</u> ,	御庄川流域=( <u>10, 17.1</u> ),	錦川水系錦川下流	
		保木川流域= <u>12.9</u> ,御庄川流域= <u>18.9</u> ,	錦川流域= ( <u>8, 49.4</u> ),	部 [臥龍橋],			保木川流域= <u>13</u> ,御庄川流域= <u>19</u> ,	錦川流域=( <u>12, 53.5</u> ),	部 [臥龍橋],	
		由宇川流域= <u>18.5</u> , 島田川流域= <u>29.6</u> ,	門前川流域= ( <u>8</u> , 6.8),	錦川水系錦川中流			由宇川流域= <u>18.4</u> ,島田川流域= <u>30</u> ,	門前川流域=( <u>10</u> , 6.8),	錦川水系錦川中流	
		中山川流域= <u>12.4</u> ,東川流域= <u>16.3</u> ,	島田川流域=( <u>8</u> , 29.4)	部 [南桑]			中山川流域= <u>12.7</u> ,東川流域= <u>16.5</u> ,	島田川流域=( <u>10</u> , 29.4)	部[南桑]	
		笹見川流域=7.5,長野川流域=6.6					笹見川流域=7.5,長野川流域=6.6			
	和木町		_	小瀬川 [小川津・両		和木町		_	小瀬川 [小川津・両	
				国橋]					国橋]	
柳井・光	光市	束荷川流域=7.4, 田布施川流域=8.2	島田川流域=( <u>8, 32.1</u> )	島田川水系島田川	柳井・光	光市	束荷川流域=7.4, 田布施川流域=8.2	島田川流域=( <u>8, 31.7</u> )	島田川水系島田川	
				[島田]					[島田]	
	柳井市	由宇川流域= <u>10.2</u> ,柳井川流域= <u>11.2</u> ,	_	_		柳井市	  由宇川流域= <u>10.3</u> , 柳井川流域= <u>11.1</u> ,	_	_	
		土穂石川流域= <u>7.9</u>					土穂石川流域= <u>7.7</u>			
	周防大島町	屋代川流域= <u>11.8</u> , 宮崎川流域=5.6,	三蒲川流域= (5, 5.3)	_		周防大島町	屋代川流域= <u>11.6</u> , 宮崎川流域= <u>5.6</u> ,	三蒲川流域= (7, 5.3)	_	
	, 41545 CHO. 1	三蒲川流域=5.9	<u> </u>			1, 40.4 x thri. 1	三蒲川流域=5.9	-1111/10/2017		
	 上関町		_	_		上関町		_	_	
	田布施町	田布施川流域= <u>15</u> , 灸川流域= <u>7.5</u>	_			田布施町	田布施川流域= <u>14.9</u> ,灸川流域= <u>7.4</u>	_		
	平生町	大内川流域=6.2				平生町	大内川流域=6.2			
-He Volt		·			11. 14. 14		·			
萩・美祢	萩市	橋本川流域= <u>40.3</u> ,玉江川流域= <u>7.4</u> ,		_	萩・美祢	萩市	橋本川流域= <u>39.9</u> , 玉江川流域= <u>7.5</u> ,			
		阿武川流域=50.9, 明木川流域=21.5,					阿武川流域=50.3, 明木川流域=21.5,			
		惣田川流域=11.9, 佐々並川流域					物田川流域=11.9,佐々並川流域= <u>19</u> ,			
		= <u>19.3</u> ,	田万川流域= (9, 17.9),				日南瀬川流域=8.9, 野戸呂川流域			
		日南瀬川流域=9,野戸呂川流域=8.9,					= <u>8.1</u> ,	原中川流域=( <u>9, 8.5</u> )		
		蔵目喜川流域= <u>12.6</u> , 立野川流域=9.6,					蔵目喜川流域= <u>12.5</u> , 立野川流域=9.6,			
		庄屋川流域=7.8,大井川流域=22.9,					庄屋川流域=7.8,大井川流域=22.9,			
		福井川流域=6.3,須佐川流域=7,					福井川流域=6.3,須佐川流域=7,			
		江津川流域=10.2,田万川流域=23,					江津川流域=10.2,田万川流域=23,			
	W. II.	鈴野川流域=14.9,原中川流域= <u>9.6</u>	Little (			Vi II. II.	鈴野川流域=14.9,原中川流域= <u>9.5</u>	Introduction (control		
	美袮市	大田川流域= <u>20.3</u> , 長田川流域= <u>14.2</u> ,				美袮市	大田川流域= <u>19.4</u> , 長田川流域= <u>14.1</u> ,			
		湯の上川流域= <u>5.3</u> , 厚東川流域= <u>23.8</u> ,					湯の上川流域= <u>5.2</u> , 厚東川流域= <u>23.6</u> ,			
		青景川流域=9.7,河原上川流域=8.3,	原川流域=( <u>6</u> , 11.1)				青景川流域=9.7,河原上川流域=8.2,	原川流 <b>塽</b> =( <mark>9</mark> ,11.1)		
		本郷川流域= <u>8.2</u> , 麦川川流域=7.4,					本郷川流域= <u>8.1</u> , 麦川川流域=7.4,			
		厚狭川流域=26.6,原川流域=12.4,					厚狭川流域=26.6,原川流域=12.4,			
		伊佐川流域= <u>12.3</u> ,日野川流域= <u>8.7</u> ,					伊佐川流域= <u>12.1</u> ,日野川流域= <u>8.5</u> ,			
	구매 스트 누기	三隅川流域= <u>6.1</u>				γ <sub>m</sub> r ⇒l≥ m→	三隅川流域=6	十十川本体- (0 10 0)		
E 111	阿武町	大井川流域= <u>19</u> ,郷川流域=12.8	HA MILLI MALLA (A )		Et 100	阿武町	大井川流域= <u>19.1</u> ,郷川流域=12.8	大井川流域= (8, 12.6)	<del> -</del>	
長門	長門市	泉川流域=8.8, 掛淵川流域=14.6,	掛淵川流域=(8, 12.2)	-	長門	長門市	泉川流域= <u>8.7</u> , 掛淵川流域=14.6,	掛淵川流域=(8, 12.2)	-	
		大坊川流域= <u>12.3</u> , 久富川流域=8.1,					大坊川流域= <u>12.2</u> , 久富川流域=8.1,			
		深川川流域= <u>20</u> , 大河内川流域= <u>7.4</u> ,					深川川流域= <u>19.7</u> , 大河内川流域= <u>7.3</u> ,			
		三隅川流域= <u>17</u> ,木屋川流域= <u>7.8</u>					三隅川流域= <u>16.8</u> ,木屋川流域= <u>7.7</u>			

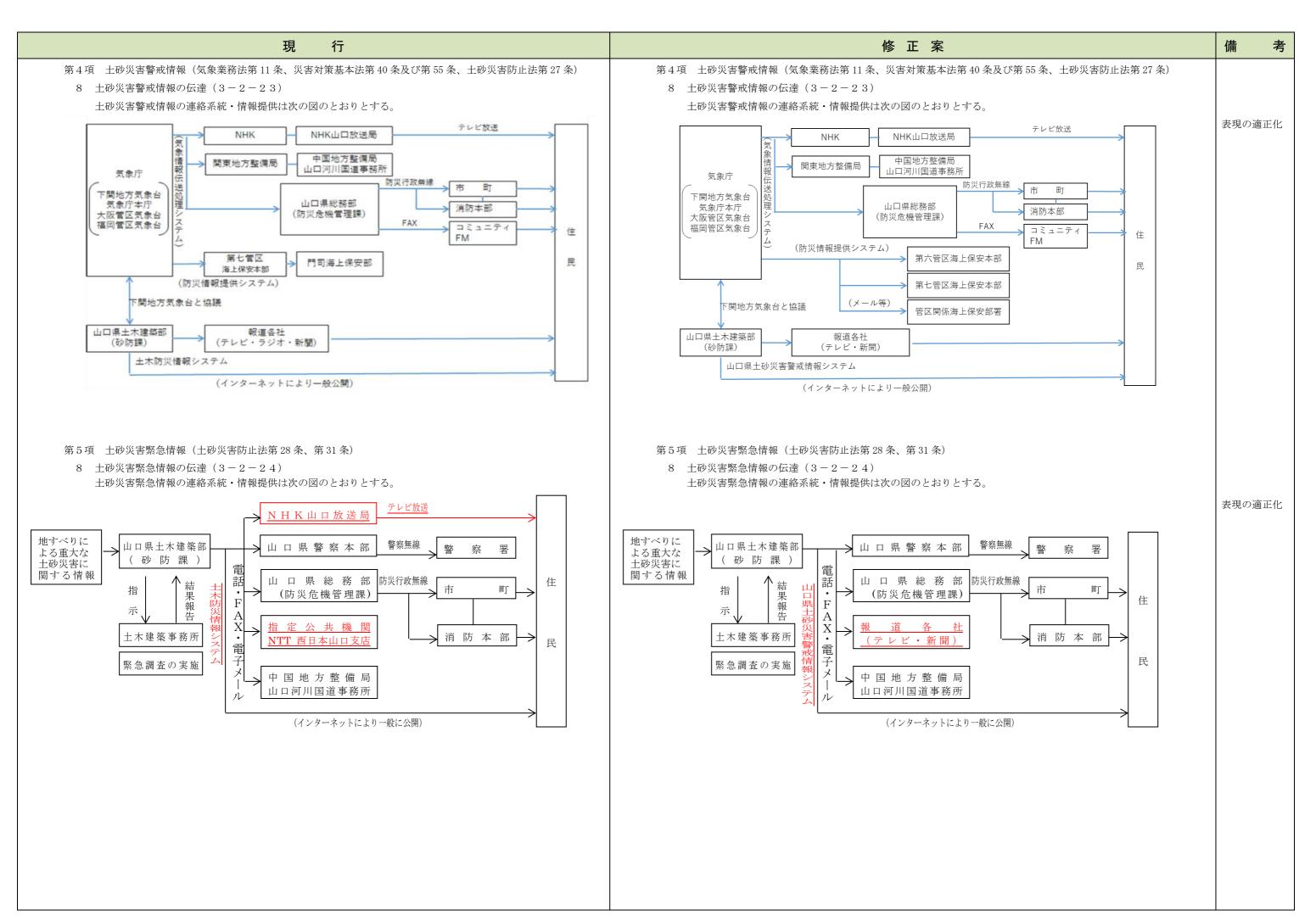
		現 行						修正案			備考
別表 4 洪水注意	<b></b> 報			14年5月26日現在		別表 4 洪水注意	<b>新</b>		<u> </u>	和5年6月8日現在	基準変更
市町等を	市町等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報		市町等を	市町等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報	
まとめた地域				による基準		まとめた地域				による基準	
下関	下関市	木屋川流域=30,田部川流域= <u>9.3</u> ,	木屋川流域= ( <u>5</u> , 30),	_		下関	下関市	木屋川流域=30, 田部川流域= <u>9.2</u> ,	木屋川流域=( <u>10</u> , 30),	_	
		貴飯川流域=4.6,久野川流域= <u>4.4</u> ,	田部川流域= ( <u>5, 9.3</u> ),					貴飯川流域=4.6, 久野川流域= <u>4.2</u> ,	田部川流域=( <u>10, 7.4</u> ),		
		歌野川流域=6.4, 日野川流域= <u>12.6</u> ,	歌野川流域= ( <u>5, 6.4</u> ),					歌野川流域=6.4, 日野川流域= <u>12.5</u> ,	歌野川流域=( <u>10, 5.1</u> ),		
		稲見川流域= <u>5</u> , 神田川流域= <u>6.9</u> ,	日野川流域= ( <u>5, 12.6</u> ),					稲見川流域= <u>4.9</u> , 神田川流域= <u>6.8</u> ,	日野川流域=( <u>10, 12.5</u> ),		
		武久川流域=5.9, 綾羅木川流域=13.3,	稲見川流域=( <u>5, 5</u> ),					武久川流域=6, 綾羅木川流域=13.3,	稲見川流域=( <u>10, 4</u> ),		
		友田川流域= <u>6.6</u> , 黒井川流域= <u>8.1</u> ,	神田川流域= ( <u>5, 6.9</u> ),					友田川流域= <u>6.5</u> ,黒井川流域= <u>8</u> ,	神田川流域=( <u>6, 6.8</u> ),		
		川棚川流域= <u>10.4</u> ,粟野川流域= <u>24.8</u> ,	粟野川流域=( <u>7, 19.8</u> ),					川棚川流域= <u>10.3</u> ,粟野川流域= <u>24.4</u> ,	粟野川流域=( <u>10,19.5</u> ),		
		滑川流域= <u>6.2</u> ,大田川流域= <u>9.7</u> ,	杢路子川流域=( <u>₹</u> , 7),					滑川流域= <u>6.1</u> ,大田川流域= <u>9.6</u> ,	李路子川流域=( <u>10</u> , 7),		
		杢路子川流域=8.8, 一ノ俣川流域=6.8	ーノ俣川流域=( <u>5, 6.8</u> )					杢路子川流域=8.8, 一ノ俣川流域=6.8	ーノ俣川流域=( <u>10, 5.4</u> )		
宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域= <u>5.7</u> , 善和川流域= <u>7.5</u> ,	梅田川流域= ( <u>5, 5.7</u> ),	厚東川水系厚東川		宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=4.8, 善和川流域=7.6,	梅田川流域=( <u>10, 4.8</u> ),	厚東川水系厚東川	
		甲山川流域= <u>9.2</u> ,雑佐川流域= <u>5.7</u> ,	厚東川流域= (9, 24),	[持世寺]				甲山川流域= <u>9</u> , 雑佐川流域= <u>5.6</u> ,	厚東川流域= (9, 24),	[持世寺]	
		大田川流域= <u>17.2</u> , 沢波川流域=5.4,	善和川流域= ( <u>5, 7.5</u> ),					大田川流域= <u>17</u> ,沢波川流域=5.4,	善和川流域=( <u>10, 6.1</u> ),		
		真締川流域= <u>6.7</u> ,有帆川流域=13.6	甲山川流域= ( <u>5, 9.2</u> ),					真締川流域= <u>6.9</u> ,有帆川流域=13.6	甲山川流域=( <u>10, 7.2</u> ),		
			雜佐川流域= ( <u>8, 4.6</u> ),						雑佐川流域=( <u>10, 4.5</u> ),		
			大田川流域= ( <u>9, 13.8</u> ),						大田川流域=( <u>12, 17</u> ),		
			沢波川流域= ( <u>5</u> , 5.1),						沢波川流域=( <u>6</u> , 5.1),		
			真締川流域= ( <u>5, 6.7</u> ),						真締川流域=( <u>10, 6.9</u> ),		
			有帆川流域=( <u>5, 13.6</u> )						有帆川流域=( <u>6, 12.4</u> )		
	山陽小野田	前場川流域=7.3,厚狭川流域= <mark>25.3</mark> ,	前場川流域= ( <u>5</u> , 7.3),	_			山陽小野田	前場川流域=7.3,厚狭川流域=25,	前場川流域=( <u>6</u> , 7.3),	_	
	市	有帆川流域=12	厚狭川流域=( <u>8, 20.2</u> ),				市	有帆川流域=12	厚狭川流域=( <u>10,20</u> ),		
			有帆川流域=( <u>9, 12</u> )						有帆川流域=( <u>8, 11.4</u> )		
山口・防府	山口市	阿武川流域=16.3,南若川流域=5.7,	阿武川流域= (6, 16.3),	佐波川 [漆尾・堀],		山口・防府	山口市	阿武川流域=16.3,南若川流域=5.7,	阿武川流域=( <u>7</u> , 16.3),	佐波川 [漆尾・堀],	
		沖田川流域=13.2, 生雲川流域=13.6,	南若川流域=( <u>6</u> , 5.7),	椹野川水系椹野川				沖田川流域=13.2, 生雲川流域=13.6,	南若川流域=( <u>7</u> , 5.7),	椹野川水系椹野川	
		蔵目喜川流域=15.5, 篠目川流域=8.4,	生雲川流域= ( <u>6</u> , 13.6),	[朝田・鰐石],				蔵目喜川流域=15.5, 篠目川流域=8.4,	生雲川流域=( <u>7</u> , 13.6),	[朝田・鰐石],	
		坂本川流域= <u>8.6</u> ,問田川流域=13.1,	蔵目喜川流域= ( <u>6</u> , 15.5),	椹野川水系仁保川				坂本川流域= <u>8.4</u> , 問田川流域=13.1,	蔵目喜川流域=( <u>7</u> , 15.5),	椹野川水系仁保川	
		九田川流域= <u>12</u> ,吉敷川流域= <u>7.4</u> ,	問田川流域= ( <u>6, 13.1</u> ),	[御堀橋]				九田川流域= <u>3</u> , 吉敷川流域= <u>7</u> ,	問田川流域=( <u>7, 12.9</u> ),	[御堀橋]	
		一の坂川流域=5.2, 四十八瀬川流域	九田川流域=( <u>10, 9.6</u> ),					一の坂川流域=5.2, 四十八瀬川流域	九田川流域=( <u>7, 3</u> ),		
		= <u>8.7</u> ,	吉敷川流域=( <u>10,7.4</u> ),					= <u>8.5</u> ,	吉敷川流域=( <u>11,7</u> ),		
		今津川流域= <u>3.7</u> ,井関川流域=7.6,	椹野川流域= ( <u>8, 20.1</u> ),					今津川流域= <u>3.3</u> ,井関川流域=7.6,	椹野川流域=( <u>11, 18.8</u> ),		
		島地川流域= <u>20.2</u> ,矢井川流域=4.8,	今津川流域=( <u>10</u> , 2.6)					島地川流域= <u>19.9</u> ,矢井川流域=4.8,	今津川流域=( <u>11</u> , 2.6)		
		三谷川流域= <u>10.4</u> , 滑川流域= <u>8.3</u>						三谷川流域= <u>10.2</u> , 滑川流域= <u>8.1</u>			
	防府市	横曽根川流域= <mark>7</mark> ,剣川流域=5.2,	久兼川流域=( <u>9, 5.7</u> ),	佐波川[新橋・漆尾]			防府市	横曽根川流域= <u>6.8</u> ,剣川流域=5.2,	久兼川流域=( <u>10, 6.9</u> ),	佐波川 [新橋·漆尾]	
		久兼川流域= <u>7.1</u> ,馬刀川流域=5.2,	馬刀川流域=( <u>5</u> , 5.2),					久兼川流域= <u>6.9</u> ,馬刀川流域=5.2,	馬刀川流域=( <u>6</u> , 5.2),		
		柳川流域=6.4	柳川流域=( <u>5</u> , 6.4)					柳川流域=6.4	柳川流域=( <u>6</u> , 6.4)		
周南・下松	下松市	末武川流域= <u>13.4</u> ,平田川流域= <u>7.7</u> ,	末武川流域=( <u>5, 13.4</u> ),	_		周南・下松	下松市	末武川流域= <u>13.2</u> , 平田川流域= <u>7.6</u> ,	末武川流域=( <u>6, 13.2</u> ),	_	
		切戸川流域=11.4	切戸川流域=( <u>5</u> ,11.4)					切戸川流域=11.4	切戸川流域=( <u>6</u> , 11.4)		
	周南市	夜市川流域= <u>10.8</u> , 島地川流域= <u>18.6</u> ,	夜市川流域= (8, <u>8.6</u> ),	島田川水系島田川			周南市	夜市川流域= <u>10.9</u> , 島地川流域= <u>18.2</u> ,	夜市川流域= (8, <u>8.7</u> ),	島田川水系島田川	
		富田川流域= <u>16</u> , 西光寺川流域=5.6,	島地川流域= (9, <u>14.9</u> ),	[島田]				富田川流域= <u>15.8</u> , 西光寺川流域=5.6,	島地川流域=(9, <u>14.6</u> ),	[島田]	
		錦川流域= <u>29.4</u> ,須々万川流域=5.6,	富田川流域= (5, <u>16</u> ),					錦川流域= <u>28.9</u> ,須々万川流域=5.6,	富田川流域=(5, <u>15.8</u> ),		
			西光寺川流域= (9, 4.5),					渋川流域=14,笠野川流域=5.5,	西光寺川流域= (9, 4.5),		
			錦川流域=( <u>9, 16</u> ),					中村川流域=4.6, 石光川流域=6	錦川流域=( <u>5, 21.7</u> ),		
			須々万川流域= (5, 5.6),						<b>須</b> 々万川流域=(5, 5.6),		
		1		<u> </u>	l	L	<u> </u>	I	<u> </u>		

		現 行					修正案			備	考
			渋川流域= (5, 14), 笠野川流域= (5, 5.5), 石光川流域= (5, 6), 島田川流域= (8, <u>19.9</u> )					渋川流域= (5, 14), 笠野川流域= (5, 5.5), 石光川流域= (5, 6), 島田川流域= (8, <u>19.8</u> )			
岩国	岩国市	保木川流域= <u>10.3</u> , 御庄川流域= <u>15.1</u> , 由宇川流域= <u>14.8</u> , 島田川流域= <u>23.6</u> ,	根笠川流域= (9, 18.6), 保木川流域= ( <u>5, 10.3</u> ), 御庄川流域= ( <u>5, 15.1</u> ),	小瀬川 [小川津・両 国橋], 錦川水系錦川下流 部 [臥龍橋], 錦川水系錦川中流 部 [南桑]	岩国	岩国市 和木町	生見川流域=10.8, 本郷川流域=15.9, 宇佐川流域=20.3, 木谷川流域=12.4, 野谷川流域=7.2, 根笠川流域=18.7, 保木川流域=10.4, 御庄川流域=15.2, 由宇川流域=14.7, 島田川流域=24, 中山川流域=10.1, 東川流域=13.2, 笹見川流域=6, 長野川流域=5.2	根笠川流域= (9, 18.6), 保木川流域= ( <u>6</u> , 10.4),	国橋], 錦川水系錦川下流 部[臥龍橋], 錦川水系錦川中流 部[南桑]		
柳井・光	光市		島田川流域= ( <u>8, 22.8</u> ), 東荷川流域= ( <u>5, 5.9</u> )	国橋] 島田川水系島田川 [島田]	柳井・光	光市	東荷川流域=5.9,田布施川流域=6.5	島田川流域= ( <u>9, 28.2</u> ), 東荷川流域= ( <u>10, 4.7</u> )	国橋] 島田川水系島田川 [島田]		
	柳井市	由宇川流域= <u>8.1</u> ,柳井川流域= <u>8.9</u> , 土穂石川流域= <u>6.3</u> 屋代川流域= <u>9.4</u> ,宫崎川流域=4.4, 三蒲川流域=4.7		_		柳井市 周防大島町	由宇川流域= <u>8.2</u> , 柳井川流域= <u>8.8</u> , 土穂石川流域= <u>6.1</u> 屋代川流域= <u>9.2</u> , 宮崎川流域=4.4, 三蒲川流域=4.7	(削除) 三蒲川流域= (5, 4.7)	_		
	上関町田布施町	田布施川流域=12, 灸川流域=6	_			上関町田布施町	田布施川流域= <u>11.9</u> , 灸川流域= <u>5.9</u>	_	_		
萩・美祢	平生町 萩市 美祢市	蔵目喜川流域=10, 立野川流域=7.6, 庄屋川流域=6.2, 大井川流域=18.3, 福井川流域= <u>5</u> , 須佐川流域=5.6, 江津川流域=8.1, 田万川流域=18.4, 鈴野川流域=11.9, 原中川流域=7.6 大田川流域= <u>16.2</u> , 長田川流域= <u>11.3</u> , 湯の上川流域=4.2, 厚東川流域= <u>19</u> , 青景川流域=7.7, 河原上川流域= <u>6.6</u> ,	阿武川流域= (7, 32.6), 明木川流域= (5, 17.2), 蔵目喜川流域= (7, 8), 大井川流域= (5, 17.7), 須佐川流域= (7, 4.5), 江津川流域= (5, 8.1), 田万川流域= (5, 16.1), 原中川流域= (7, 6.1) 麦川川流域= (6, 5.8), 厚狭川流域= (5, 21.2), 原川流域= (5, 9.9),		萩・美袮	平生町 萩市 美祢市	阿武川流域=40.2, 明木川流域=17.2, 惣田川流域=9.5, 佐々並川流域=15.2, 日南瀬川流域=7.1, 野戸呂川流域 =6.4, 蔵目喜川流域=10, 立野川流域=7.6, 庄屋川流域=6.2, 大井川流域=18.3, 福井川流域=4.9, 須佐川流域=5.6, 江津川流域=8.1, 田万川流域=18.4, 鈴野川流域=11.9, 原中川流域=7.6 大田川流域=15.5, 長田川流域=11.2, 湯の上川流域=4.2, 厚東川流域=18.8 青景川流域=7.7, 河原上川流域=6.5,	明木川流域=(10, 13.8), 蔵目喜川流域=(9, 8), 大井川流域=(6, 15.9), 須佐川流域=(9, 4.5), 江津川流域=(6, 8.1), 田万川流域=(6, 16.1), 原中川流域=(9, 7.6) 麦川川流域=(10, 4.7), 厚狭川流域=(6, 21.2), 原川流域=(6, 9.9),			
	阿武町	厚狭川流域=21.2, 原川流域=9.9, 伊佐川流域= <u>9.8</u> , 日野川流域= <u>6.9</u> , 三隅川流域=4.8	伊佐川流域=( <u>5</u> , <u>9.8</u> ) 大井川流域=( <u>5</u> , <u>12.6</u> )			阿武町	本郷川流域= <u>6.4</u> 、麦川川流域=5.9, 厚狭川流域=21.2,原川流域=9.9, 伊佐川流域= <u>9.6</u> ,日野川流域= <u>6.8</u> , 三隅川流域=4.8 大井川流域=15.2,郷川流域=10.2	伊佐川流域= (6, 9.6) 大井川流域= (5, <u>11.3</u> )	_		









#### 考 現 行 修正案 第6項 噴火警報等 第6項 噴火警報等 3 噴火警報等の伝達 (3-2-26) 3 噴火警報等の伝達 (3-2-26) 噴火警報等の伝達系統図 噴火警報等の伝達系統図 NHK NHK山口放送局 NHK山口放送局 NHK 中国地方整備局 山口河川国道事務所 関東地方整備局 中国地方整備局 山口河川国道事務所 関東地方整備局 NTT西日本又は NTT東日本 表現の適正化 NTT西日本又は 住 民 ※NTT西日本及びNTT東日本の関係市町(山口市、萩 市、阿武町)への伝達は、「噴火警報・予報」に限る NTT東日本 住民 消防庁

番

山香

海事関係機関・ 船舶・漁業組合

市町

消防本部

県出先機関

警察署

第2節 災害情報収集·伝達計画

気象庁

下開地方気象台 気象庁本庁 大阪管区気象台 福岡管区気象台

第1項 情報収集・伝達連絡系統

2 防災関係機関等の措置 (3-2-30)

区分			内容	
市町				
	回線別		平日(9:30~18:15)	左 記 以 外
			※応急対策室	※宿直室
	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
		FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
	<u>地域衛星通信</u> <u>ネットワーク</u>	電話 FAX	選択番号-048-500-90-49013 選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49102 選択番号-048-500-90-49036

山口県

(防災危機管理課)

山口県警察本部

門司海上保安部 関係海上保安部署

警察庁

第七管区

(防災情報提供システム)

海上保安本部

第2節 災害情報収集·伝達計画

気象庁

下関地方気象台

気象庁本庁

大阪管区気象台

福岡管区気象台

第1項 情報収集・伝達連絡系統

2 防災関係機関等の措置 (3-2-30)

消防庁

警察庁

(防災情報提供システム)

(メール等)

区分	内容						
市町							
	回線別		平日(9:30~18:15)	左記以外			
			※応急対策室	※宿直室			
	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777			
		FAX	03-5253-7537	03-5253-7553			
	防災無線(衛星系)	電話 FAX	回線選択-048-500-90-49013 回線選択-048-500-90-49033	回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-90-49036			

山口県

(防災危機管理課)

山口県警察本部

第六管区海上保安本部

第七管区海上保安本部

管区関係海上保安部署

表現の適正化

登

Щ

者

海事関係機関

船舶

漁業組合

→ 市 町

消防本部

県出先機関

警察署

現 行		備考
県     1 情報収集体制       (1)被害状況の把握     ア 土木(建築)事務所等出先機関による情報収集	県 1 情報収集体制 (1)被害状況の把握 ア <u>土木建築</u> 事務所等出先機関による情報収集	表現の適正化
3 政府機関に対する報告、通報	3 政府機関に対する報告、通報	

(2) 報告先

回線別		平日(9:30~18:15)	左記以外			
		※応急対策室	※宿直室			
NTT回線 電話 FAX		0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3			
消防防災無線	電話 FAX	7-27-90-49013 7-27-90-49033	7-27-90-49012 $7-27-90-49036$			
地域衛星通信       電話         ネットワーク       FAX		選択番号-048-500-90-49013 選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49102 選択番号-048-500-90-49036			

第4章 救助・救急、医療等活動計画

第2節 医療等活動計画

第2項 医療救護体制

- 1 医療救護活動
- (2) 機関別活動内容

イ 県 (3-4-6)

- (ウ) 医務班は、健康福祉センター所長(保健環境部長)から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言を参考にしつつ、次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。
  - · 地方独立行政法人山口県立病院機構
  - · 日赤山口県支部
  - 独立行政法人国立病院機構
  - 独立行政法人地域医療機能推進機構
  - ・山口大学医学部
  - ・災害拠点病院、DMAT指定病院
  - · 市町立病院設置市町
  - · 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会

- ケ 県医師会等
- コ 県看護協会

県(災害救助部長)から災害支援ナース等の要請があったときは自らの判断により、看護職員を派遣する。

第4章 救助·救急、医療等活動計画

第2節 医療等活動計画 第2項 医療救護体制

1 医療救護活動

(2) 機関別活動内容

イ 県 (3-4-6)

(2) 報告先

NTT回線

消防防災無線

防災無線(衛星系)

回線別

(ウ) 医務班は、健康福祉センター所長(保健環境部長)から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言を参考にしつつ、 次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。

平日(9:30~18:15)

03 - 5253 - 7527

03 - 5253 - 7537

7 - 27 - 90 - 49013

7 - 27 - 90 - 49033

回線選択-048-500-90-49013

回線選択-048-500-90-49033

※応急対策室

電話

FAX

電話 FAX

電話

FAX

左記以外

03 - 5253 - 7777

03 - 5253 - 7553

7 - 27 - 90 - 49012

7 - 27 - 90 - 49036

回線選択-048-500-90-49102

回線選択-048-500-90-49036

※宿直室

- 地方独立行政法人山口県立病院機構
- 日赤山口県支部
- · 独立行政法人国立病院機構
- 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 山口大学医学部
- · 災害拠点病院、DMAT指定病院
- ・災害支援ナース派遣協定締結医療機関等
- 市町立病院設置市町
- · 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会
- ケ 災害支援ナース派遣協定締結医療機関

県看護協会の調整により、県(災害救助部長)から災害支援ナースの派遣要請があった場合は、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施する。

ュ 県医師会等

<u>サ</u> 県看護協会

県(災害救助部長)から<u>災害支援ナース等の派遣調整の要請があったとき又は自らの判断により看護職員の派</u> 遣が必要と認められたときは、医療機関に要請を行う。

表現の適正化

医療法改正に 伴う追加

医療法改正に 伴う追加

#### 考 現 行 修正案 第3項 健康管理体制 第3項 健康管理体制 1 健康管理体制(3-4-9) 1 健康管理体制 (3-4-9) (3) 機関別活動内容 (3) 機関別活動内容 イ 県 (災害救助部) イ 県(災害救助部) (エ) 災害救助部長は、必要と認めるときは、県看護協会に対し、<mark>看護職員の派遣</mark>を要請する。 (エ) 災害救助部長は、必要と認めるときは、県看護協会に対し、<mark>災害支援ナース等の派遣調整</mark>を要請する。 表現の適正化 第5章 避難計画 第5章 避難計画 第2節 避難所の設置運営 第2節 避難所の設置運営 新型コロナウ 第1項 避難所の開設・運営 (3-5-7) 第1項 避難所の開設・運営 (3-5-7) イルス感染症 2 避難所の管理・運営 の5類変更に 2 避難所の管理・運営 (11) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な (11) 感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとす 伴う修正 措置を講じるよう努めるものとする。 第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策 第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策 第4節 応援要請 第4節 応援要請 2 要請方法(3-6-3) 2 要請方法(3-6-3) 山口県消防防災航空センター 山口県消防防災航空センター 運行責任者(所長) ④出勤可否決定 運行責任者(所長) ④出勤可否決定 電 話 0836-37-6422 ③出勤、運航準備指示 電 話 0836-37-6422 ③出勤、運航準備指示 FAX 0836-37-6423 ・航空消防活動指揮者と機長協議 FAX 0836-37-6423 ・航空消防活動指揮者と機長協議 防災無線 防災無線 • 天候判断、運行可否決定 天候判断、運行可否決定 地上系 265-\*-3 地上系 265-\*-3 表現の適正化 (FAX) 2 6 5 (FAX) 2 6 5 消防防災航空隊 消防防災航空隊 運航委託会社 運航委託会社 衛星系 264 衛星系 035-264

第6節 航空機の効率的運用と安全対策 (3-6-3)

2 緊急用務空域の指定

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊 急用務空域の指定を依頼するものとする。

3 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請

国土交通省から緊急用務空域において無人航空機の飛行を行おうとする者等からの申請内容の通知があった場合、 災害状況や活動状況を踏まえ、無人航空機の飛行の可否を判断し、国土交通省へその結果を回答するものとする。 第6節 航空機の効率的運用と安全対策 (3-6-3)

2 航空情報 (ノータム) の発行

航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するものとする。

3 緊急用務空域の指定

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊 急用務空域の指定を依頼するものとする。

4 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請

国土交通省から緊急用務空域において無人航空機の飛行を行おうとする者等からの申請内容の通知があった場合、 災害状況や活動状況を踏まえ、無人航空機の飛行の可否を判断し、国土交通省へその結果を回答するものとする。 中央防災会議 防災基本計画 の修正

#### 第7章 応援要請計画

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

第2項 災害派遣要請の手続き (3-7-11)

- 2 要請手続
- (3) 災害派遣連絡窓口一覧表

区分	要請先	活動内容	
陸上自衛隊に 対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山市上守野令784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系) <u>217</u> ) 広島	車両・船艇・航空機・地上 部隊による各種救助活動

#### 第8章 緊急輸送計画

第3節 輸送車両等の確保

第2項 調達(3-8-7)

【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】

- 3 防長交通株式会社
- (1) 災害時、県又は市町から人員輸送の協力依頼を受ける場合は、「防長交通株式会社災害時連絡系統図」 による本社<mark>営業部</mark>又は営業所で要請に応じる。
- (2) 協力依頼を受理したときの措置
- ア 営業所長は、県又は市町から協力依頼を受理したときは、予備車をもって輸送力を確保する。
- イ 受理営業所において協力要請に対応できる車両が不足したときは、隣接営業所に応援を求めて確保する。
- ウ 上記の措置を講じてもなお輸送力が確保できないとき又は大規模な災害で、数営業所を統合してその対策 を必要とするときは、本社<mark>営業部</mark>が全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。

## 第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

第3節 生活必需品等の供給計画

第2項 救助法による生活必需物資の給(貸)与

- 2 給(貸) 与の方法
- (2) 物資の確保及び購入の措置 (3-10-9)
- イ 物資の確保について、<mark>商工総務班</mark>が協力するものとする。

#### 第 11 章 保健衛生·動物愛護管理計画

第1節 防疫及び食品衛生監視

第1項 防疫活動 (3-11-2)

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき被災地の市町長が実施するものであるが、被災市町のみによること は困難であることから、被災市町、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。 第7章 応援要請計画

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

第2項 災害派遣要請の手続き (3-7-11)

- 2 要請手続
- (3) 災害派遣連絡窓口一覧表

区分	要請先	所在地	活動内容	
陸上自衛隊に 対するもの	第17普通科連隊長第13旅団長中部方面総監	山市上守野令784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系) <u>035-217</u> ) 広鳥販芸藤町瀬2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊州禄介丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上 部隊による各種救助活動	表現の適正化

#### 第8章 緊急輸送計画

第3節 輸送車両等の確保

第2項 調達 (3-8-7)

【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】

- 3 防長交通株式会社
- (1) 災害時、県又は市町から人員輸送の協力依頼を受ける場合は、「防長交通株式会社災害時連絡系統図」 による本社<mark>運行管理部</mark>又は営業所で要請に応じる。
- (2) 協力依頼を受理したときの措置

ア 営業所長は、県又は市町から協力依頼を受理したときは、予備車をもって輸送力を確保する。

- イ 受理営業所において協力要請に対応できる車両が不足したときは、隣接営業所に応援を求めて確保する。
- ウ 上記の措置を講じてもなお輸送力が確保できないとき又は大規模な災害で、数営業所を統合してその対策を必要とするときは、本社<mark>運行管理部</mark>が全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。

## 第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

第3節 生活必需品等の供給計画

第2項 救助法による生活必需物資の給(貸)与

- 2 給(貸) 与の方法
- (2) 物資の確保及び購入の措置 (3-10-9)

イ 物資の確保について、産業総務班が協力するものとする。

表現の適正化

組織改編

#### 第11章 保健衛生·動物愛護管理計画

第1節 防疫及び食品衛生監視

第1項 防疫活動 (3-11-2)

災害時における防疫は、県<u>(山口県事務委任規則第31条第5項第1号(34)及び(36)により保健所長へ事務委任)</u>の指示・命令に基づき被災地の市町長が実施するものであるが、被災市町のみによることは困難であることから、被災市町、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

事務委任の明示

#### 

#### 第3節 災害廃棄物等処理計画

# 第3項 障害物除去計画

2 その他の障害物の除去

(2)河川·港湾、漁港関係障害物除去計画 (3-11-18)

機関名	対策
国土交通省	所管する <mark>河川</mark> について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づ
中国地方整備局	き障害物を除去する。

## 第12章 応急住宅計画

#### 第2節 被災住宅の応急修理

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件(3-12-4)

災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営む ことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住するこ とが困難と認められる程度に住家が半壊した者。

#### 第2項 対象者の調査及び選定 (3-12-4)

市町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市町が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、当該市町に選定事務を委任する。

#### 第3項 応急修理の方法、基準(3-12-4)

- 1 応急修理の方法等
- (1) <u>市町長が、建設業者に請負わせるか又は市町直営工事により行う</u>。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社) 山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社) 山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。
- (2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社) JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合 総連合、(一社) 日本鳶工業連合会及び(一社) 災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。
- (3) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)及び屋根の応急対応に限るものとする。
- (4) 他の者が行う応急修理は排除しない。
- ア 家主が借家を修繕する場合

第3節 災害廃棄物等処理計画

第3項 障害物除去計画

2 その他の障害物の除去

(2)河川·港湾、漁港関係障害物除去計画 (3-11-18)

機関名	対策	
国土交通省	所管する <mark>施設</mark> について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基	づ
中国地方整備局	き障害物を除去する。	

表現の適正化

国の事務取扱

要領の改正に

伴う修正

#### 第12章 応急住宅計画

#### 第2節 被災住宅の応急修理

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件(3-12-4)

- 1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理
- (1) 災害発生によって住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。
- (2) 全壊又は全焼等の被害を受けた者で、修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある者。
- 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。

## 第2項 対象者の調査及び選定 (3-12-4)

1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

市町が、現場における目視による確認や被災者の持参する写真等に基づき調査し、県が選定する。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

市町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市町が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。

3 上記1、2は、場合によっては、県から被災市町への事務委任により実施する。

#### 第3項 応急修理の方法、基準(3-12-4)

- 1 応急修理の方法等
- (1) <u>住家の被害の拡大を防止する緊急の修理の実施は、</u>市町長<u>から建設業者への請負又は、市町から被災者に対してブルーシート、ロープ、土のう袋等の資材を給与し、被災者自らの施工により行う</u>。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社) 山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社) 山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。

なお、被災者自らが行う場合は、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・NPO 団体、ボランティア、消防団等の団体等の協力を得ることが望ましい。

- (2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社) JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社) 日本鳶工業連合会及び(一社) 災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。
- (3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施は、市町長から建設業者への請負又は市町直営工事により行う。 建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーサ ロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。
- (4) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社) JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合に応援を依頼する。

- 22 -

- イ 親類縁者の相互扶助による場合
- ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合

(新規)

# 2 修理の期間

- (1) 災害発生の日から3月(災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)以内に完成させるものとする。
- (2) 期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。

#### 第13章 水防計画

第2節 水防実施機関の業務及び責任

第4項 気象庁下関地方気象台(法第10条、第11条)(3-13-3)

4.6 从多门   因地刀从多口	(127) 10 / 7 / 11 / (0	100,					
水防活動の利用に適合	一般の利用に適合する	<b>発表基準</b>					
する注意報・警報	注意報・警報・特別警報	光衣基毕					
水防活動用		台風や低気圧等による <mark>異常な</mark> 海面の上昇 <u>に</u>					
高潮注意報	高潮注意報	より災害が発生するおそれがあると予想し					
向例任息報		<u>た</u> とき					
水防活動用		大雨、長雨、融雪などにより 河川が増水					
洪水注意報	洪水注意報	<u>し</u> 、災害が発生するおそれがあると予想 <u>し</u>					
供小任息報		<u>た</u> とき					
水防活動用		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水					
	洪水警報	<u>し</u> 、重大な災害が発生するおそれがあると					
洪水警報		予想 <mark>した</mark> とき					

#### 第3節 職員の配備体制及び所掌事務

第3項 第1警戒体制 (警戒配備体制)

2 配備課所と業務内容(3-13-5)

配備課所	業務内容
農林水産事務所	警戒配備 <u>能勢についた胸</u> 、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、
下関農林事務所	所管の潮位の状況など、水防情報の <mark>州集</mark> 、報告にあたる。
下関水産振興局	

(5) 以下の他の者が行う応急修理は排除しない。

- ア 家主が借家を修繕する場合
- イ 親類縁者の相互扶助による場合
- ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合

#### 2 修理の範囲

(1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

住家の屋根、外壁、建具(玄関、窓、サッシ等)について、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまで の間、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分に限るものとする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)及び日常生活に欠くことのできない破損箇所 (土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等)に限るものとする。

# 3 修理の期間

(1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

災害発生の目から10日以内に完成させるものとする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生の日から3月(災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)以内に完成させるものとする。

(3) 修理の期間の延長

<u>上記(1)、(2)の</u>期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。

## 第13章 水防計画

第2節 水防実施機関の業務及び責任

第4項 気象庁下関地方気象台(法第10条、第11条)(3-13-3)

水防活動の利用に適合	一般の利用に適合する	☆ 士 甘 भ				
する注意報・警報	注意報・警報・特別警報	発表基準				
水防活動用	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の <mark>異常な</mark> 上昇 <u>が</u>				
高潮注意報	前例 <b>仕</b> 息報	予想 <u>された</u> とき				
水防活動用		河川の上流域での降雨や融雪等による河川				
本	洪水注意報	<u>の</u> 増水 <u>により</u> 、災害が発生するおそれがあ				
供水任息報		ると予想 <u>された</u> とき				
水防活動用		河川の上流域での降雨や融雪等による河川				
洪水警報	洪水警報	<u>の</u> 増水 <u>により</u> 、重大な災害が発生するおそ				
供小言和		れがあると予想 <u>された</u> とき				

#### 第3節 職員の配備体制及び所掌事務

第3項 第1警戒体制(警戒配備体制)

2 配備課所と業務内容(3-13-5)

配備課所	業務内容							
農林水産事務所	警戒配備 <u>体制に着いた旨</u> 、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、							
下関農林事務所	所管の潮位の状況など、水防情報の <mark>収集</mark> 、報告にあたる。							
下関水産振興局								

表現の適正化

表現の適正化

国の事務取扱

要領の改正に

伴う修正

- 23 -

# 第4項 第2警戒体制以上の体制

2 配備課所と業務内容(3-13-6)

配備課所	業務内容
砂防課	① 公共土木施設(国土交通省所管)の被害の取りまとめに関すること。
	② 土木防災情報システム(砂防系)に関すること。
	③ その他、砂防課所管業務の水防に関すること。
河川課	① 水防に関する指示の伝達に関すること。
	② 雨量、水位の情報収集、通報及び状況判断に関すること。
	③ 水防警報、水防緊急対策及び技術指導に関すること。
	④ 洪水予報の実施、伝達に関すること。
	⑤ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の伝達に関すること。
	⑥ 報道機関への水位情報・水防警報発表状況の情報提供に関すること。
	⑦ 土木防災情報システム (河川系) に関すること。
	⑧ ダムの操作に関すること。
	⑨ その他、河川課所管業務の水防に関すること。

# 第4節 気象状況等の連絡系統

第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先(3-13-10)

機	関			大雨注意報	洪水注意報	大雨警報	洪水警報	高潮警報	大雨特別警報	高潮特別警報	津波注意報	津波警報	津波特別警報大津波警報
山口県 防 災 危 (県庁) ( 消 防	7 保 岁	課	課 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監	理		果			0	0	0	$\circ$	0	$\circ$	0	0
技 術 道 路		理調	果			0	0	0	0	0	0	0	0
道路	整		果	$\circ$	0	0	0	0	0	0	$\circ$	0	0
道路	建		果			0	0	0	0	0			0
都市	計	画言	果			0	0	0	0	0			0
<u>砂</u> 河	<u>防</u> 川		果果	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0	0	0	0	0	0	0	0
港	湾	<u> </u>	果	O	0		0	0	$\circ$	0		0	0
住	<u></u> 宅		果				$\circ$	$\bigcirc$	$\circ$	0		0	0
農林水			果				0	0	0	0	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0
農村			果				$\circ$	$\overline{}$	$\overline{}$	0	$\overline{}$	$\circ$	0
漁港漁			果			*	*	0	O	0	0	O	0
山口県 土 木 建			折	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(出先 ダム管			折	$\bigcirc$	0	0	$\circ$		$\circ$				
機関) 港湾管			折			0	$\circ$	0	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$	0
			折			*	*	0	*	0	0	0	0
農林水下関農			所所			0	0	<u> </u>	0	0	0	0	0
農林水下関水			所局			*	*	0	$\circ$	0	0	0	0
	本 ( 計		,	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ため池			者	_		Ō	Ō		Ō	_		_	

# 第4項 第2警戒体制以上の体制

2 配備課所と業務内容(3-13-6)

配備課所	業務内容
砂防課	① 公共土木施設(国土交通省所管)の被害の取りまとめに関すること。
	② 山口県土砂災害警戒情報システムに関すること。
	③ その他、砂防課所管業務の水防に関すること。
河川課	① 水防に関する指示の伝達に関すること。
	② 雨量、水位の情報収集、通報及び状況判断に関すること。
	③ 水防警報、水防緊急対策及び技術指導に関すること。
	④ 洪水予報の実施、伝達に関すること。
	⑤ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の伝達に関すること。
	⑥ 報道機関への水位情報・水防警報発表状況の情報提供に関すること。
	⑦ 土木防災情報システムに関すること。
	⑧ ダムの操作に関すること。
	⑨ その他、河川課所管業務の水防に関すること。

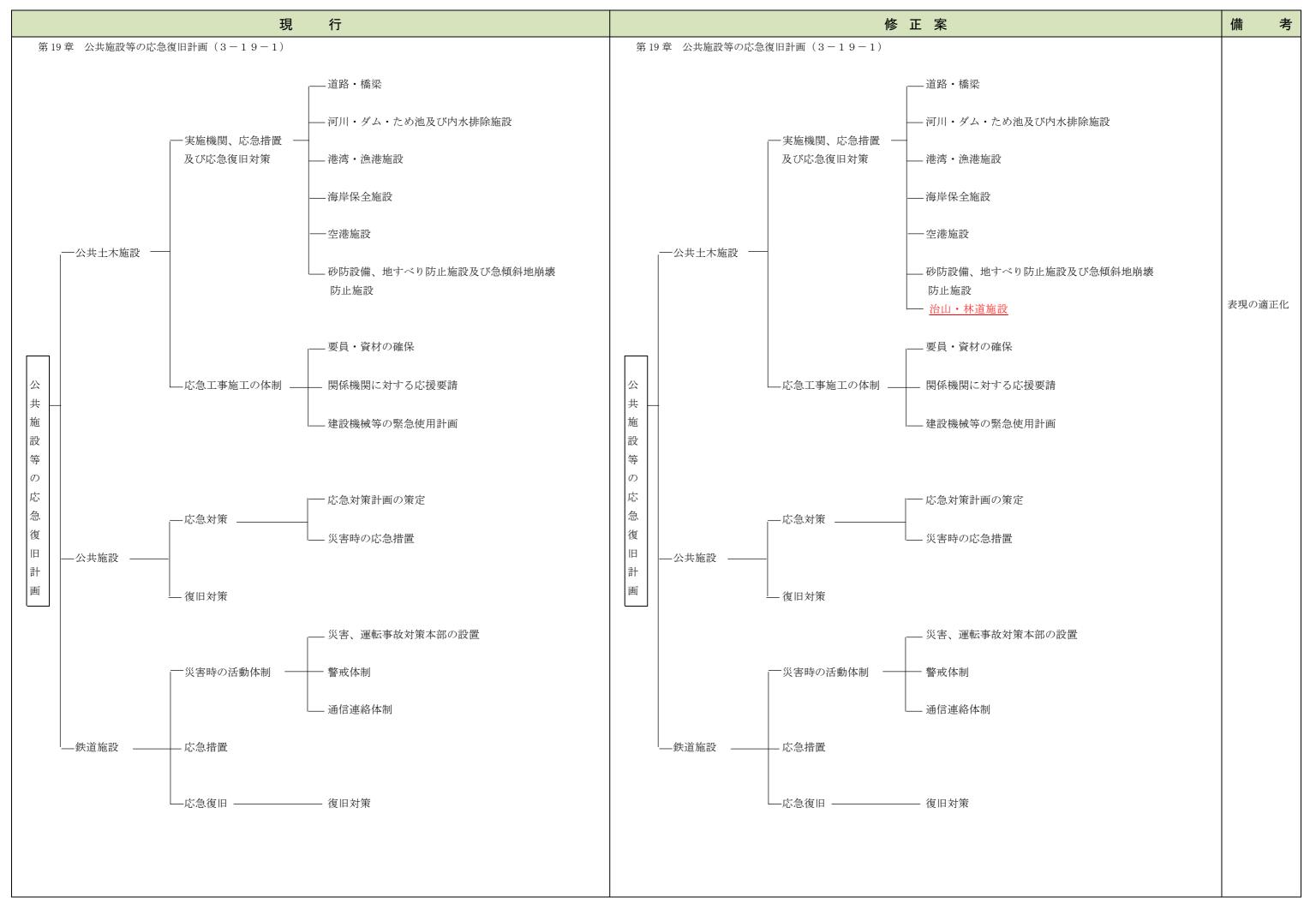
# 第4節 気象状況等の連絡系統

第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先(3-13-10)

機関	大雨注意報	洪水注意報	大雨警報	洪水警報	高潮警報	大雨特別警報	高潮特別警報	津波注意報	津波警報	津波特別警報
山口県 防災危機管理課(県庁) (消防保安課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 理 課			$\bigcirc$	0	0	0	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$
技 術 管 理 課			$\circ$	0	0	0	0	0	0	$\circ$
道 路 整 備 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路建設課			0	0	0	0	0			0
都 市 計 画 課			0	0	0	0	0			0
砂防課	$\bigcirc$	0	$\circ$	0	0		$\circ$		0	0
河川課	$\cup$	$\cup$	$\circ$	0	0		0		0	0
港   湾   課     住   宅   課									O	0
農林水産政策課	-			$\bigcirc$			0		$\cap$	0
農村整備課			$\circ$	$\cap$	0		0		0	0
漁港漁場整備課			*	*	$\overline{}$				0	0
山口県土木建築事務所	$\cap$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\overline{}$				$\circ$	0
(出先 ダム管理事務所	Ö	Ō	Ō	Ö		Ō				
機関)港湾管理事務所			0	0	0	0	0	0	0	0
山口宇部空港事務所			*	*	0	*	0	0	0	0
農林水産事務所下関農林事務所			0	0	<u>O</u>	0	0	0	0	0
農林水産事務所下関水産振興局			*	*	0	0	0	0	0	0
水防管理団体(市町)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ため池管理者			0	0		0				

表現の適正化

現  行	修正案			
第5節 水位、雨量等の連絡系統	第5節 水位、雨量等の連絡系統			
第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡	第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡			
3 雨量、水位の連絡系統(3-13-11)	3 雨量、水位の連絡系統(3-13-11)			
佐波川ダム管理事務所 →国土交通省山口河川国道事務所	佐波川ダム管理事務所 →国土交通省山口河川国道事務所			
小瀬川ダム管理事務所 →国土交通省太田川河川事務所小瀬川出張所	小瀬川ダム管理事務所 →国土交通省太田川河川事務所小瀬川出張所			
厚東川ダム管理事務所 →企業局厚東川工業用水道事務所	厚東川ダム管理事務所 →企業局厚東川工業用水道事務所			
<u>菅野ダム</u> 管理事務所 →企業局東部発電事務所	<mark>菅野・平瀬ダム統合</mark> 管理事務所 →企業局東部発電事務所	組織改編		
木屋川ダム管理事務所 →企業局西部利水事務所	木屋川ダム管理事務所 →企業局西部利水事務所			
阿武川ダム管理事務所 →中国電力佐々並川ダム	阿武川ダム管理事務所 →中国電力佐々並川ダム			
阿武川ダム管理事務所 →中国電力生雲ダム	阿武川ダム管理事務所 →中国電力生雲ダム			
第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の通知	第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の通知			
第2項 洪水予報(法第10条、第11条)	第2項 洪水予報(法第10条、第11条)			
3 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報(法第11条)	3 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報 (法第11条)			
(6) 洪水予報の伝達方法 (3-13-15)	(6) 洪水予報の伝達方法 (3-13-15)			
土木建築事務所長は、洪水予報を発するときは、洪水予報用紙をFAXで関係機関に送信後、電話で受信確認	土木建築事務所長は、洪水予報を発するときは、洪水予報用紙を <mark>メール</mark> で関係機関に送信後、電話で受信確認を	伝達方法の変		
を行うものとする。 <u>一般加入回線が途絶している</u> 場合は、防災行政無線(地上系、衛星系)などを利用し伝達す	行うものとする。 <mark>メールの送受信に不具合が生じている</mark> 場合は、防災行政無線(地上系、衛星系)などを利用し伝達			
るものとする。	するものとする。			
第3項 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の通知(法第13条)	第3項 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の通知(法第13条)			
3 都道府県が行う水位情報の通知(法第13条第2項)	3 都道府県が行う水位情報の通知 (法第13条第2項)			
(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の伝達方法(3-13-16)	(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の伝達方法(3-13-16)	   伝達方法の変		
土木建築事務所長は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を通知するときは、水位周知用紙を <u>ファックス</u> で関	土木建築事務所長は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を通知するときは、水位周知用紙を <mark>メール</mark> で関係機関に	更		
係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。 <u>一般加入回線が途絶えている</u> 場合は、防災行政無線(地上	送信後、電話で受信確認を行うものとする。 <u>メールの送受信に不具合が生じている</u> 場合は、防災行政無線(地上系、	文 一		
系、衛星系)などを利用し、伝達するものとする。	衛星系)などを利用し、伝達するものとする。			
第8節 水防警報	第8節 水防警報			
2 知事が発する水防警報(法第16条第1項、第3項)	2 知事が発する水防警報(法第16条第1項、第3項)			
(3) 水防警報の伝達方法 (3-13-17)	(3) 水防警報の伝達方法 (3-13-17)	   伝達方法の変		
土木建築事務所長又は港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、水防警報用紙を <u>ファックス</u> で関係機関に	土木建築事務所長又は港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、水防警報用紙を <mark>メール</mark> で関係機関に送信後、	更		
送信後、電話で受信確認を行うものとする。 <u>一般加入回線が途絶している</u> 場合は、防災行政無線(地上系、衛星系)	電話で受信確認を行うものとする。 メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線(地上系、衛星系)な			
などを利用し、伝達するものとする。	どを利用し、伝達するものとする。			
第 17 章 応急教育計画	第 17 章 応急教育計画			
第 1 7 早	第 1 7 早			
第1即 文教料界 第2項 児童生徒等の安全対策	第1回 ス教利衆 第2項 児童生徒等の安全対策			
1 応急対策	第2項 光重主促等の女主対衆 1 応急対策			
(2) 災害時の対応 (3-17-5)	(2) 災害時の対応 (3-17-5)			
ウ 校長は、状況に応じ県(教育庁各課・学事文書課)又は当該教育委員会と連絡の上、臨時	ウ 校長は、状況に応じ県(教育庁各課・学事文書課)又は当該教育委員会と連絡の上、臨時			
が	ケースでは、小がに応じた(教育が存成・子事文音味)スはヨ版教育委員会と産品の工、臨時 休校等適切な措置をとる。			
なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会(県立大学及び私立学校にあって	なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会(県立大学及び私立学校にあって	表現の適正化		
は、学事文書課)にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁教育政策課に休校の状況	は、学事文書課)にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に	43元ツ		
を報告することとする。	体校の状況を報告することとする。			



現 行	修 正 案	備考
第1節 公共土木施設	第1節 公共土木施設	
第2項 応急工事施工の体制	第2項 応急工事施工の体制	
3 建設機械等の緊急使用計画(3-19-7)	3 建設機械等の緊急使用計画(3-19-7)	
(1) 現況把握	(1) 現況把握	
公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県(土木建築部)が地域別( <u>土木(建築)</u> 事務所管	公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県(土木建築部)が地域別(土木建築事務所管	表現の適正化
地域)に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成し	地域)に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成し	
ておくものとする。	ておくものとする。	
第 3 節 鉄道施設	第3節 鉄道施設	
第3項 応急復旧	第3項 応急復旧	
1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(3-19-12)	1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(3-19-12)	表現の適正化
図中 <u>アマチュア無線技師</u>	図中 <u>アマチュア無線技士</u>	
第 22 章 交通災害対策計画	第 22 章 交通災害対策計画	
第1節 海上災害対策計画	第1節 海上災害対策計画	
第1項 情報の伝達 (3-22-2)	第1項 情報の伝達 (3-22-2)	協議会名称
図中 「関門・宇部海域 <mark>油災害対策</mark> 協議会」	図中 「関門・宇部海域 <mark>排出油等防除</mark> 協議会」	変更に伴う
	四	正
第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策	第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策	
2 応援協力関係 (3-22-7)	2 応援協力関係 (3-22-7)	
(5) 排出防除協議会等	(5) 排出防除協議会等	
1 関門・宇部海域 <mark>油災害対策</mark> 協議会会則・活動要綱	1 関門・宇部海域 <mark>排出油等防除</mark> 協議会会則・活動要綱	
2 周防地区海上安全対策協議会会則等	2 周防地区海上安全対策協議会会則等	
3 岩国(周東·大竹)地区排出油等防除協議会会則等	3 岩国(周東・大竹)地区排出油等防除協議会会則等	
4 山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会会則	4 山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会会則	
第2節 航空災害対策計画	第2節 航空災害対策計画	
第 2 項 民間航空機災害応急対策活動	第2項 民間航空機災害応急対策活動	
2 関係機関に対する通報連絡 (3-22-13)	2 関係機関に対する通報連絡 (3-22-13)	
(1) 岩国飛行場地内及び周辺地域で発生した場合	(1) 岩国飛行場地内及び周辺地域で発生した場合	
図中 「 <mark>岩国市</mark> 消防本部」	図中 「 <u>岩国地区消防組合</u> 消防本部」	表現の適正値

		現 行			修正案	備考	
3 航空機事故等	等発生時の応急活	動体制 (3-22-18)	3 航空機事故等発生時の応急活動体制 (3-22-18)				
災害事象	県の実施体制	実施する応急対策の概要及び実施機関等	災害事象	県の実施体制	実施する応急対策の概要及び実施機関等		
3 岩国飛行場	(略)	《応急対策活動の概要等》	3 岩国飛行場	(略)	《応急対策活動の概要等》		
内又は周辺地		(1) 発災初期の救助消火活動	内又は周辺地		(1) 発災初期の救助消火活動		
域において航		ア 岩国空港事務所長が指揮を執り、岩国飛行場消防救難隊をもって、	域において航		ア 岩国空港事務所長が指揮を執り、岩国飛行場消防救難隊をもって、		
空機事故が発		初期消火、救助活動及び利用客等の避難誘導活動等を実施する。	空機事故が発		初期消火、救助活動及び利用客等の避難誘導活動等を実施する。		
生した場合		イ また関係機関への通報連絡を行い、早期に消火、救助体制を確立する。	生した場合		イ また関係機関への通報連絡を行い、早期に消火、救助体制を確立する。		
		(2) 応急対策活動			(2) 応急対策活動		
		ア 消火活動			ア 消火活動		
		(ア) 実施本部 <u>岩国地区消防本部</u>			(7) 実施本部 岩国地区消防組合消防本部	表現の適正化	
		(イ) 実施事項			(イ) 実施事項		
		a 化学消防車、化学消火剤等による消火支援活動を重点的に実施			a 化学消防車、化学消火剤等による消火支援活動を重点的に実施		
		する。			する。		
		b 消防長又は消防署長は、必要に応じて空港利用者及び付近住民			b 消防長又は消防署長は、必要に応じて空港利用者及び付近住民		
		の安全確保を図るため警戒区域を設定する。			の安全確保を図るため警戒区域を設定する。		
		c 災害の規模が大きく、 <mark>岩国地区消防本部</mark> の消防力では対処でき			c 災害の規模が大きく、 <mark>岩国地区消防組合消防本部</mark> の消防力では		
		ないと判断される場合は相互応援協定に基づき空港周辺市町、消			対処できないと判断される場合は相互応援協定に基づき空港周辺		
		防援助隊及び他県の消防機関に応援を求める。			市町、消防援助隊及び他県の消防機関に応援を求める。		
の措置(3- エ 火薬類を (注)緊急 経済 の運搬に 上記のわ	改策課)・市町(表 -23-4) を廃棄した者に対 急措置命令(火薬 産業大臣(鉄道、 こついては県公安 昔置について緊急	成市、阿武町、岩国市、和木町、防府市、山口市、美祢市、宇部市、山陽小野田市) して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。 類取締法第45条) 軌道、索道、航空機による運搬については、国土交通大臣、自動車、軽車両その他 委員会)は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、 措置命令を発する。 に準じた措置を講ずる。	の措置(3 - エ 火薬類を (注) 緊急 経済 の運搬に きは、」	文策課)・市町(萩 - 23-4) - 23-4) - 23-4) - 2 23-4) - 2 23-4 - 2 3-4 - 3 3-4	市、阿武町、岩国市、和木町、防府市、山口市、美祢市、宇部市、山陽小野田市) して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。 領取締法第45条) 加道、索道、航空機による運搬については、国土交通大臣、自動車、軽車両その他 委員会)は、災害の防止又は公共の安全の維持のため <mark>緊急の</mark> 必要があると認めると に緊急措置命令を発する。 に準じた措置を講ずる。	表現の適正化	
章 広域消防応援	・受援に係る計画	<u> </u>	第24章 広域消防応援	・受援に係る計画			
2節 山口県緊急流	肖防援助隊受援計	画	第2節 山口県緊急消	的接助隊受援計画			
第7項 その他			第7項 その他				
1 情報共有(3	3-24-11)		1 情報共有(3	3-24-11)			
ター動態管理防援助隊動態	埋システム等を積	び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム <u>、支援情報共有ツール</u> 、ヘリコプ極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消 び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の	を積極的に活	<b>新し、緊急消防援</b>	が指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム等 動隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを 操影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。	消防庁シスムの運用変勢	
	動する緊急消防援	助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム <u>及び支援情報共有ツール</u> を活用し、被災 油情報等について情報共有に努めるものとする。		かする緊急消防援助	カ隊は、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、 そめるものとする。		

# 

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
農林水産	漁港漁村	漁港漁場	27 漁港関係施設の被害状況調査及び復旧・復興対策	(追加)_
対策部		整備課	に関すること。	
			28 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あ	
			っせんに関すること。	
			29 市町の漁港関係施設の復旧・復興対策への支援に	
			関すること。	
土木建築	河川	河川課	7 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海	ダム管理事務所
対策部			岸に係る被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二	錦川総合開発事務
			次災害の防止に関すること。	<u>所</u>
			8 ダム施設の被害状況調査及び復旧・復興対策並び	
			に二次災害の防止に関すること。	

第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

第2節 災害復旧事業の推進

第1項 災害復旧事業の種別 (4-3-2)

- 1 公共土木施設災害復旧事業
- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- <u>(10)</u>下水道
- <u>(11)</u>公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道施設災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立学校災害復旧事業
- 7 公営住宅災害復旧事業
- 8 公立医療施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

ż	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	
農林	水産	漁港漁村	漁港漁場	27 漁港関係施設の被害状況調査及び復旧・復興対策	農林水産事務所	表現の適正化
対策	策部		整備課	に関すること。	下関水産振興局	
				28 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あ		
				っせんに関すること。		
				29 市町の漁港関係施設の復旧・復興対策への支援に		
				関すること。		
土木	建築	河川	河川課	7 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海	ダム管理事務所	
対策	策部			岸に係る被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二	(削除)	組織改編
				次災害の防止に関すること。		
				8 ダム施設の被害状況調査及び復旧・復興対策並び		
				に二次災害の防止に関すること。		

第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

第2節 災害復旧事業の推進

第1項 災害復旧事業の種別 (4-3-2)

- 1 公共土木施設災害復旧事業
- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10)水道

(11) 下水道

- (12)公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 社会福祉施設災害復旧事業
- 5 公立学校災害復旧事業
- 6 公営住宅災害復旧事業
- 7 公立医療施設災害復旧事業
- 8 その他の災害復旧事業
- 9 (削除)

生活衛生等関 係行政の機能 強化のための 関係法律の整 備に関する法 律の成立に伴 う修正

現  行	修正案	備	考
第5項 災害使用事業に係る資金の確保(4-3-3)  1 国面負担又は補助 法律又は著の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害使用事業の関係法令としては、次のとおり。 (1) 公児士木施設災害復用事業費団専負担法 (2) 公宣告化で法 (4) 土地区両整理法 (5) 海岸法 (6) 総事症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (7) 廃棄物の処理及び情対に関する基本 (8) 予助接種法 (9) 農林水産業施設災害復用事業費団申補助の暫定措置に関する法律 (10) 都市災害使用事業団事務場に関する基本方針及び都市災害後旧事業事務取扱方針について(昭和37年8月14日建設名都市局長通達) (11) 年活保護法 (12) 児童福祉法 (13) 対保護者・福祉法 (14) 知り障害者福祉法 (15) 水商法 (19) 土水道施設、書館日書及び競易水道施設災害後日費補助金室付要種 (10) 下水道法 (19) 上水道施設及書館日事及び競易水道施設災害後日費補助金室付要種 (20) 原本物処理事業資補助金交付要額 (20) 原本物処理事業資補助金交付要額 (20) 原本物処理事業資本の金受付要額 (20) 原本部の実事機用量額以全交付要額 (20) 原本部の実事機用量額は資料のの協議について(昭和59年9月7日厚生者社会局長・ 労業家庭局長通知)	第5項 災害復用事業に係る資金の確保(4-3-3)  1 国庫負担又は補助 法律又は予算の範囲内において、国が全額又は一部を負担し又は補助して行われる災害復日事業の関係法令としては、次のとおり。 (1) 公共土木施設災害復日事業費国庫負担法 (2) 公立学校認政災害後日野国庫負担法 (3) 公营住宅法 (4) 土地区 調整連迭 (5) 福庁法 (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (7) 廃棄物の必再及び病物に関する法律 (9) 農林木産支施設災害復日事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (10) 都市児宝佐日事業費国庫補助に関する法本方針及び都市災害復日事業事務取扱力針について(昭和 37 年 8 月 14 日最設省都市局長連建) (11) 年活保護法 (12) 原産額社法 (13) 身体障害者指社法 (14) 卵の障害者指社法 (15) 未存的止法 (16) 未入届社法 (15) 水清法 (19) 水清法 (19) 水清法 (19) 水清法 (19) 水清水 (20) 東京勢処理事業費補助金交付要綱 (20) 原業物処理輸放災有後日事業権制金交付要綱 (21) 古場等決後の日養輸免金が長票綱 (22) とお場等決後日間養働の全分世票綱 (23) (創除)	生係強関備律う 生保強関備律う	改の機 めの 法 関 立 に